

だいさんじきたもとししょうがいしゃふくしけいかく
第三次北本市障害者福祉計画

^{へいせい} ^{ねんど} ^{れいわ} ^{ねんど}
【平成29年度～令和8年度】

ちゅうかんねん みなお
中間年の見直し

^{れいわ} ^{ねん} ^{がつ}
令和4年3月

きたもとし
北本市

はじめに

本市では、福祉・保健・医療・教育・就労・住宅等、すべての分野での障がい者施策を計画的に推進するために、障害者基本法に基づく障害者基本計画として、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とした「第三次北本市障害者福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に進めてまいりました。



計画期間中においても、地域共生社会の実現のための社会福祉法の改正、医療的ケア児支援法が施行されるなど、障がい福祉に係る法整備が進みました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に対する対応や、複合化・複雑化してきているニーズへの対応など新たな課題に直面しています。

令和3年度は計画期間の中間年であることから、こうした障がい者施策を巡る最近の動向や関係法令、制度改正等を踏まえ、後期計画に相当する本計画を策定いたしました。

本計画では、基本理念である「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現」を継承し、引き続き継続的な課題に取り組みます。また、障がいのある人を取り巻く環境の変化や新たな課題やニーズを踏まえ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制の構築に取り組んでまいります。

結びとなりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「第三次北本市障害者福祉計画（中間年の見直し）策定委員会」の委員の皆様をはじめ、関係機関、関係団体の皆様に感謝申し上げますとともに、今後の障がい者施策の推進にあたりましても、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

北本市長 三宮 幸雄

もくじ 目次

じよろん

| | |
|--|----|
| 序論 | 1 |
| だい しょう けいかく きほんじこう 第1章 計画の基本事項 | 1 |
| 1 けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 きんねん しょう しゃふくししさく どうこう へいせい ねんどいこう 近年の障がい者福祉施策の動向(平成28年度以降) | 2 |
| 3 けいかく いち 計画の位置づけ | 5 |
| 4 けいかく きかん 計画の期間 | 5 |
| 5 けいかく せいかく やくわり 計画の性格と役割 | 6 |
| 6 けいかく たいしょう 計画の対象 | 6 |
| 7 けいかく すいしん 計画の推進にあたって | 7 |
| だい しょう しょう ひと と ま じょうきょう 第2章 障がいのある人を取り巻く状況 | 8 |
| 1 しょう しゃ じ どう じょうきょう 障がい者(児)等の状況 | 8 |
| 2 アンケート ちょうさけっか 調査結果 | 15 |
| 3 だいさんじけいかく しんちよくじょうきょう 第三次計画の進捗状況 | 29 |
| 4 げんじょう かだい せいり 現状・課題の整理 | 34 |
| だい しょう しょう しゃふくし きほんてき かんが かた 第3章 障がい者福祉の基本的な考え方 | 41 |
| 1 けいかく きほんりねん 計画の基本理念 | 41 |

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 2 | けいかく きほんほうしん 計画の基本方針 | 42 |
| 3 | けいかく きほんもくひょう 計画の基本目標 | 44 |

かくろん

| | |
|----|----|
| 各論 | 50 |
|----|----|

| | |
|------------------------------|----|
| だい しょう しさく てんかい 第1章 施策の展開 | 50 |
|------------------------------|----|

| | | |
|---------------------|----------------------------------|----|
| きほんもくひょう 1 基本目標1 | そうだんし えん ささ きばん 相談支援・支えの基盤づくり | 50 |
|---------------------|----------------------------------|----|

| | | |
|---------------------|---|----|
| きほんもくひょう 2 基本目標2 | ちいき じりつ せいかつ おく そだ まな 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを 実現する基盤づくり | 56 |
|---------------------|---|----|

| | | |
|---------------------|---------------------------------|----|
| きほんもくひょう 3 基本目標3 | はたら じつげん きばん 働くを実現するための基盤づくり | 64 |
|---------------------|---------------------------------|----|

| | | |
|---------------------|--------------------------|----|
| きほんもくひょう 4 基本目標4 | く ささ きばん 暮らしを支える基盤づくり | 71 |
|---------------------|--------------------------|----|

| | | |
|---------------------|------------------------------------|----|
| きほんもくひょう 5 基本目標5 | じぶん じつげん きばん 自分らしさを実現するための基盤づくり | 82 |
|---------------------|------------------------------------|----|

| | | |
|---------------------|--|----|
| きほんもくひょう 6 基本目標6 | しょう りかい しみん きょうどう じつげん 障がいの理解と市民との協働を実現するた めの基盤づくり | 86 |
|---------------------|--|----|

| | |
|-------------------------------------|----|
| だい しょう けいかく すいしん む 第2章 計画の推進に向けて | 93 |
|-------------------------------------|----|

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制 | 93 |
|---|--------------------------|----|

| | | |
|---|--|----|
| 2 | けいかく しんこうかんり てんけん ひょうか 計画の進行管理(点検・評価) | 93 |
|---|--|----|

しりょう

| | |
|----|----|
| 資料 | 94 |
|----|----|

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | さくていけいか 策定経過 | 94 |
|---|-----------------|----|

| | |
|--|-----|
| だいさんじきたもとしょうがいしゃふくしけいかく ちゅうかんねん みなお さくてい 2 第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定 いいんかいせっちきてい 委員会設置規程 | 96 |
| だいさんじきたもとしょうがいしゃふくしけいかく ちゅうかんねん みなお さくてい 3 第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定 いいんかいいいんめいぼ 委員会委員名簿 | 98 |
| だいさんじきたもとしょうがいしゃふくしけいかく ちゅうかんねん みなお さくてい 4 第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定 かんじかいせっちきてい 幹事会設置規程 | 99 |
| だいさんじきたもとしょうがいしゃふくしけいかく ちゅうかんねん みなお さくてい 5 第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定 かんじかいかんじめいぼ 幹事会幹事名簿 | 101 |

○本計画では、「障がい者」等の表記については、平成 23 年に定めた「障害者の「害」の字をひらがな表記とすることに関する指針」に基づき、法令の名称や用語、制度・事業名、固有名詞、専門用語などを除き、障がい者の「害」の字を「がい」と表記します。

○本計画における「障がいのある人」等の範囲は、特に定めがない限り、以下のとおりです。

「障がいのある人」・・・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む)及び難病患者であって児童を含むもの。

「障がい者」・・・障害者総合支援法に定める「障害者」。

「障がい児」・・・児童福祉法に定める「障害児」。

じょろん

序論

だい しょう けいかく きほんじこう 第1章 計画の基本事項

1 けいかくさくてい しゅし 計画策定の趣旨

障害者基本法*第11条(障害者基本計画等)により、「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(市町村障害者計画)を策定しなければならない。」とされています。

本市では、「北本市障害者福祉計画(計画期間:平成12年度～21年度)」を策定し、以降、種々の状況の変化を踏まえて策定した「第二次障害者福祉計画(計画期間:平成19年度～28年度)」、その後期計画に相当する「第二次障害者福祉計画－中間年の見直し－(計画期間:平成24年度～28年度)」を経て、平成29年3月に「第三次北本市障害者福祉計画(計画期間:平成29年度～令和8年度)」を策定し、基本理念を「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現」と定め、障がい者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

また、平成17年に成立した障害者自立支援法(平成25年4月1日から障害者総合支援法に改称・施行)では、障害福祉サービスの目標値を「障害福祉計画」として定めることとされ、障害福祉サービスの見込量及びその確保のための方策については、平成18年度より3年を一期とする計画を定め、施策を推進しています。

令和3年度は、「第三次北本市障害者福祉計画」(計画期間:平成29年度～令和8年度)の中間年にあたるため、障がい者(児)施策を巡る最近の動向や関係法令・制度の改正等を踏まえ、後期計画に相当する本計画を策定するものです。

*障害者基本法:障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

2 近年の障がい者福祉施策の動向(平成28年度以降)

障害者差別解消法(平成28年4月施行)

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。令和3年6月に一部改正法が公布され、事業者の合理的配慮の提供が義務化(公布から3年以内に施行)されます。

障害者雇用促進法の改正(平成28年4月施行)

(障害者の雇用の促進等に関する法律)

雇用における障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、法定雇用率算定に精神障がい者を加えることなどが盛り込まれました。精神障がい者の法定雇用率算定は平成30年4月から施行されています。

また、令和元年の一部改正では、「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給等が規定されています(令和2年4月施行分)。

成年後見制度*利用促進法(平成28年5月施行)

(成年後見制度の利用の促進に関する法律)

本法では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにしています。また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

*成年後見制度:認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。平成11年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

発達障害者支援法の改正(平成28年8月施行)

発達障がい者の定義と発達障がいへの理解の促進、生活全般にわたる支援の促進、支援担当部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制整備等、発達障がい者が「切れ目ない支援」を受けられるよう、国と自治体に教育現場でのきめ細かい対応や職場定着の配慮などを求めています。

第4次障害者基本計画(平成30年3月策定 内閣府)

共生社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会参加への障壁を除去するため、政府が取り組むべき施策の基本的な方向を定めるものとしています。

障害者総合支援法*と児童福祉法の改正(平成30年4月施行)

障害者総合支援法と児童福祉法を一体的に改正する法律で、障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の充実、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用促進、障がい児支援ニーズの多様化に対応するための支援の拡充、サービスの質の向上を図るための環境整備等を定めています。

障害者文化芸術活動推進法(平成30年6月施行)

(障害者による文化芸術活動の推進に関する法律)

文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定等、基本となる事項を定め、障がい者による文化芸術活動を総合的かつ計画的に支援し、社会参加の促進等を図るとしてきます。

*障害者総合支援法:正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

北本市手話言語条例(平成30年10月施行)

この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解と手話の普及の促進に関する基本事項等を定め、ろう者とろう者以外の者との共生することができる地域社会の実現を図ることを目的としています。

読書バリアフリー法(令和元年6月施行)

(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障がいの有無に関わらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指しています。

社会福祉法等の一部改正(令和3年4月施行)

(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律)

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築等の所要の措置を講ずる、としています。

医療的ケア児支援法(令和3年9月施行)

(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)

医療的ケア児*とその家族に対する支援に関し、基本的理念を定め、医療的ケア児の健やかな成長を図ると共に、その家族の離職の防止を図り、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体等の責務等を定めています。

エス・ディー・ジーズ

SDGs(持続可能な開発目標)

SDGs(Sustainable Development Goals)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「令和12(2030)年までに、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標」のことで、

*医療的ケア児:人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもたち。

3 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に基づき、北本市が取り組む障がい者(児)施策に関する基本的な計画であり、上位の計画である「北本市総合振興計画」、関連する計画である「北本市障害福祉計画・障害児福祉計画」、「北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「北本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「北本市子ども・子育て支援事業計画」等との整合を図った計画です。

4 計画の期間

本計画(中間年の見直し)の期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間のうち、後半の令和4年度から令和8年度までに対応するものです。

なお、計画期間中であっても、関係法令・制度の改正、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の一部見直しを図っていくこととします。

■計画の期間

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
|----------------------|-----------------|----------------|-------------------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 障害者福祉計画 | 第二次 | | 第三次北本市障害者福祉計画 | | | | | 中間見直し(本計画) | | | | |
| 障害福祉計画 | 第四期 | | | 第五期 | | | 第六期 | | | 第七期 | | |
| 障害児福祉計画 | | | | 第一期 | | | 第二期 | | | 第三期 | | |
| 総合振興計画 | 第五次総合振興計画(基本構想) | | | | | | | | | | | |
| | 前期基本計画 | | | | | | 後期基本計画 | | | | | |
| 地域福祉計画 | 第一次 | | 第二次(地域福祉活動計画と一体化) | | | | | | | | | |
| 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 | 第六期 | | 第七期 | | | 第八期 | | | | | | |
| 子ども・子育て 支援事業計画 | 第一期 | | | | | 第二期 | | | | | | |

5 ^{けいかく} ^{せいかく} ^{やくわり} 計画の性格と役割

本計画は、北本市に居住する障がいのある人たちのライフステージや個々のニーズに応じて、福祉・保健・医療・教育・就労・住宅等すべての分野での施策をまとめ、障がい者（児）福祉施策の長期的で基本的な方向を明確化するものです。また、本計画に位置づけられた施策については、計画期間中に実施すべき施策のほか、検討または研究課題についても施策として示しています。

6 ^{けいかく} ^{たいしょう} 計画の対象

障がい者とは、障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。

本計画における「障がい者（障がいのある人）」は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい*、高次脳機能障がい*、難病*に起因する身体又は精神上的の障がい等により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人としてします。ただし、具体的事業の対象となる障がい者（障がいのある人）の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されることがあります。なお、18歳未満の人を対象を限定する場合、「障がい児」と表記します。

.....
*社会的障壁：障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

*発達障がい：発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

*高次脳機能障がい：外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。高次脳機能障がい者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障がい者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。

*難病：障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。令和3年11月現在で366疾病が指定されている。

7 ^{けいかく} ^{すいしん} 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、庁内関係各課や関係機関等と十分に連携して、行財政の状況に配慮しながら、関連する施策が効果的・効率的に展開されるように努めます。また、国・県の基本的な考えを踏まえつつ、障害保健福祉圏域内の市町との連携や北本市における他の行政プランとの整合性も念頭に置き、計画の適切な推進を図ります。

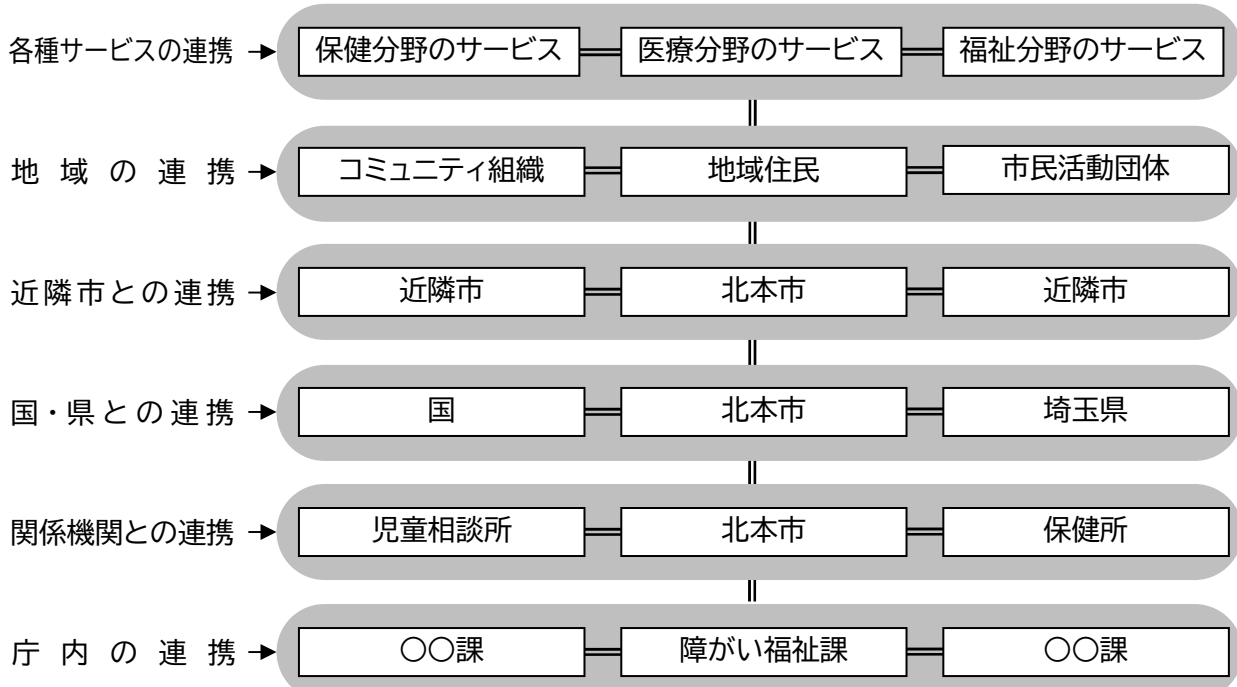
また、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の視点を取り入れ、SDGs達成に貢献していきます。

なお、本計画は行政計画であるとともに、市民・関係団体・市(行政)等が協力して障がいのある人が様々な活動に取り組むための指針となります。障がいのある人自身と障がい者関係団体を中心として、すべての市民、自治会をはじめとするコミュニティ組織、保健・医療・福祉等の関係機関、企業、市(行政)等が、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、連携を強化しながら計画の着実な推進を図ります。

計画の推進にあたってのキーワードは「連携」

～ 限られた資源を有効に活用するためのネットワークづくりを進めます ～

連携の例



障がい者施策は単に福祉サービスの提供だけにとどまらず、社会参加や生きがい対策など、生活の質をより高めるための支援も重要になってくることから、様々な社会資源を有効に活用しながら、またお互いが連携しながら、個々人の個性や生活ニーズに応じた様々な支援方策を推進していくことが大切です。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 障がい者(児)等の状況

令和3年3月31日現在、身体障害者手帳*所持者は1,968人、療育手帳*所持者は455人、精神障害者保健福祉手帳*所持者は556人となっています。平成30年からの3年間で、身体障害者手帳所持者が52人減少する一方、療育手帳所持者が27人、精神障害者保健福祉手帳所持者が89人それぞれ増加しています。

人口に占める割合は3障がい合わせて4.52%となっています。

■各手帳所持者数(構成比)の推移

| | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 人口 | 66,935 (100%) | 66,468 (100%) | 66,230 (100%) | 65,920 (100%) |
| 身体障害者手帳所持者 | 2,020 (3.02%) | 2,020 (3.04%) | 2,017 (3.05%) | 1,968 (2.99%) |
| 療育手帳所持者 | 428 (0.64%) | 441 (0.66%) | 447 (0.67%) | 455 (0.69%) |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 467 (0.70%) | 489 (0.74%) | 521 (0.79%) | 556 (0.84%) |
| 3障がい合計 | 2,915 (4.35%) | 2,950 (4.44%) | 2,985 (4.51%) | 2,979 (4.52%) |

(単位:人、各年3月末現在)

※構成割合は、四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

*身体障害者手帳:身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人(15歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。

*療育手帳:知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談とともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。

*精神障害者保健福祉手帳:一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

令和3年4月1日現在、特別支援学校*等の小学部に26人の児童、中学部に13人、高等部に39人の生徒が通学しています。5年前と比較すると、小学部は1人、高等部は14人増加し、中学部は6人減少しています。

主な通学先は、県立騎西特別支援学校、県立川島ひばりが丘特別支援学校、県立特別支援学校塙保己一学園、県立特別支援学校さいたま桜高等学園です。

■特別支援学校等在籍者

| | 平成28年度 | | | 令和3年度 | | |
|----|--------|-----|-----|-------|-----|-----|
| | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 小学部 | 中学部 | 高等部 |
| 1年 | 10 | 10 | 10 | 3 | 4 | 13 |
| 2年 | 2 | 3 | 8 | 1 | 3 | 13 |
| 3年 | 3 | 6 | 7 | 5 | 6 | 13 |
| 4年 | 3 | | | 3 | | |
| 5年 | 5 | | | 2 | | |
| 6年 | 2 | | | 12 | | |
| 合計 | 25 | 19 | 25 | 26 | 13 | 39 |

(単位:人、各年4月1日現在)

令和3年4月1日現在、市内の小学校7校の特別支援学級*に73人の児童、中学校4校の特別支援学級に30人の生徒が在籍しています。5年前と比較すると、小学校は28人、中学校は3人増加しています。

■特別支援学級等在籍者

| | 平成28年度 | | 令和3年度 | |
|----|--------|-----|-------|-----|
| | 小学校 | 中学校 | 小学校 | 中学校 |
| 1年 | 2 | 5 | 12 | 11 |
| 2年 | 5 | 12 | 6 | 7 |
| 3年 | 6 | 10 | 11 | 12 |
| 4年 | 7 | | 16 | |
| 5年 | 13 | | 16 | |
| 6年 | 12 | | 12 | |
| 合計 | 45 | 27 | 73 | 30 |

(単位:人、各年4月1日現在)

*特別支援学校:学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

*特別支援学級:教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、障がいによる学習又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。

令和2年度末の障害支援区分認定者数は、区分1が6人、区分2が63人、区分3が61人、区分4が59人、区分5が68人、区分6が100人です。5年前と比較すると、合計人数は42人増加しています。

■障害福祉サービス全体の障害支援区分認定者数

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|-------|-------|
| 区分1 | 9 | 7 | 4 | 10 | 9 | 6 |
| 区分2 | 43 | 45 | 49 | 55 | 59 | 63 |
| 区分3 | 57 | 53 | 37 | 40 | 49 | 61 |
| 区分4 | 53 | 65 | 70 | 72 | 68 | 59 |
| 区分5 | 62 | 61 | 60 | 57 | 64 | 68 |
| 区分6 | 91 | 91 | 85 | 89 | 99 | 100 |
| 合 計 | 315 | 322 | 305 | 323 | 348 | 357 |

(単位:人、各年度末現在)

令和2年度末の大宮公共職業安定所(ハローワーク)管内の障がい者就職者数は、身体障がい者119人、知的障がい者114人、精神障がい者264人、その他の障がい者が59人です。

■大宮公共職業安定所管内の障がい者就職者数

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 身体 | 149(71) | 146(70) | 129(58) | 145(65) | 141(70) | 119(41) |
| 知的 | 84(31) | 131(51) | 130(51) | 118(37) | 141(47) | 114(50) |
| 精神 | 265 | 287 | 314 | 345 | 336 | 264 |
| その他 | 10 | 9 | 10 | 9 | 15 | 59 |

※()内は重度障がい者数

(単位:人、各年度末現在)

障がい福祉課に設置している障がい者就労支援センターでは、就労支援相談員が就労を希望する障がい者の相談を受け、本人の希望や能力、障がい特性等に応じ、ハローワークへの登録、会社見学、職場実習、面接等の支援をしています。また、就職後も定期的に職場訪問を行い、本人と職場の双方が障がい特性を理解しながら職場に定着できるよう支援をしています。

登録者数、就労者数とも少しずつ増えており、令和2年度末には登録者数は 153 人、就労者数は 78 人となっています。就労率も増加傾向にあり、平成 28 年度以降、登録者の約半数が就労につながっています。

■北本市障がい者就労支援センター 登録者数及び就労者数

| | | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 |
|--------|-----|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|
| 登録者数 | 身体 | 12 | 13 | 13 | 16 | 20 | 23 |
| | 知的 | 44 | 44 | 47 | 52 | 54 | 62 |
| | 精神 | 51 | 56 | 61 | 63 | 60 | 68 |
| | その他 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 合計 | 108 | 114 | 122 | 132 | 134 | 153 |
| 就労者数 | 身体 | 5 | 6 | 8 | 9 | 11 | 12 |
| | 知的 | 18 | 24 | 28 | 33 | 36 | 37 |
| | 精神 | 11 | 27 | 29 | 30 | 29 | 29 |
| | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 34 | 57 | 65 | 72 | 76 | 78 |
| 就労率(%) | | 31.5 | 50.0 | 53.3 | 54.5 | 56.7 | 51.0 |

(単位:人、各年度末現在)

■市内にある障害福祉サービス等事業所一覧

| サービスの種類 | 事業所・施設の名称 | 主たる対象者 | | | | |
|----------|---------------------|--------|----|----|----|------|
| | | 特定なし | 身体 | 知的 | 精神 | 障がい児 |
| 居宅介護 | ① けあビジョン北本 | ○ | | | | |
| | ② 社会福祉法人北本市社会福祉協議会 | ○ | | | | |
| | ③ ニチケアセンター北本 | ○ | | | | |
| | ④ ひまわり介護サービス | ○ | | | | |
| | ⑤ コープみらい北本介護センター | ○ | | | | |
| | ⑥ 愛の手まごころサービス | ○ | | | | |
| | ⑦ 介護ステーション とまと | ○ | | | | |
| 重度訪問介護 | ① けあビジョン北本 | | ○ | | | |
| | ② 社会福祉法人北本市社会福祉協議会 | | ○ | | | |
| | ③ ニチケアセンター北本 | | ○ | | | |
| | ④ ひまわり介護サービス | | ○ | | | |
| | ⑤ コープみらい北本介護センター | ○ | | | | |
| | ⑥ 愛の手まごころサービス | | ○ | | | |
| | ⑦ 介護ステーション とまと | ○ | | | | |
| 同行援護 | ① けあビジョン北本 | | ○ | | | ○ |
| | ⑦ 介護ステーション とまと | ○ | | | | |
| 生活介護 | ⑧ 北本市立あすなろ学園 | | | ○ | | |
| | ⑨ 北本市総合福祉センター | | ○ | ○ | ○ | |
| | ⑩ 北本市立ふれあいの家 | | ○ | ○ | | |
| | ⑪ くじら雲 | | ○ | ○ | ○ | |
| 就労移行支援 | ⑫ てんとうむし北本 | | | | ○ | |
| 就労定着支援 | ⑫ てんとうむし北本 | | | ○ | ○ | |
| 就労継続支援B型 | ⑧ 北本市立あすなろ学園 | | | ○ | | |
| | ⑪ くじら雲 | | ○ | ○ | ○ | |
| 共同生活援助 | ⑬ グループホームたんぽぽ | | | ○ | | |
| | ⑳ グループホームあおいとり | | | ○ | ○ | |
| 計画相談支援 | ⑭ 相談支援事業所ぼぼろ | ○ | | | | |
| | ⑮ 北本市立児童発達支援センター* | ○ | | | | |
| | ⑯ 障害児相談支援室スマイルすきっぷ | ○ | | | | |
| | ⑰ 生活相談支援センターしゃろーむ北本 | ○ | | | | |
| | ⑱ 相談支援事業所あすなろ | ○ | | | | |
| 地域移行支援 | ⑰ 生活相談支援センターしゃろーむ北本 | ○ | | | | |
| | ⑱ 相談支援事業所あすなろ | ○ | | | | |
| 地域定着支援 | ⑰ 生活相談支援センターしゃろーむ北本 | ○ | | | | |
| | ⑱ 相談支援事業所あすなろ | ○ | | | | |

*児童発達支援センター：地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」に区分される。

| サービスの種類 | 事業所・施設の名称 | 主たる対象者 | | | | |
|----------------|---------------------|--------|----|----|----|------|
| | | 特定なし | 身体 | 知的 | 精神 | 障がい児 |
| 児童発達支援 | ⑮ 北本市立児童発達支援センター | | | | | ○ |
| | ⑳ こぱんはうすさくら 北本教室 | | | | | ○ |
| | ㉑ コペルプラス 北本教室 | | | | | ○ |
| 放課後等 デイサービス | ㉒ こども支援センターいろは | | | | | ○ |
| | ㉓ 放課後等デイサービスすきっぴ | | | | | ○ |
| | ㉔ 放課後等デイサービスじゃんぷ | | | | | ○ |
| | ㉕ こぱんはうすさくら 北本教室 | | | | | ○ |
| 保育所等訪問支援 | ⑮ 北本市立児童発達支援センター | | | | | ○ |
| 障害児相談支援 | ⑭ 相談支援事業所ぼぼろ | | | | | ○ |
| | ⑮ 北本市立児童発達支援センター | | | | | ○ |
| | ⑯ 障害児相談支援室スマイルすきっぴ | | | | | ○ |
| | ⑰ 生活相談支援センターしゃろーむ北本 | | | | | ○ |
| | ⑱ 相談支援事業所あすなる | | | | | ○ |

| サービスの種類 | 事業所の名称 |
|----------------------------|----------------------------------|
| 委託相談支援 (障害者相談支援 事業*) | ⑰ 生活相談支援センターしゃろーむ北本 |
| | ⑱ 相談支援事業所あすなる |
| | 生活支援センター夢の実(鴻巣市内) |
| 基幹相談支援 センター* | ⑲ 鴻巣・北本地域 障がい者基幹相談支援センター*(北本事務所) |
| 地域活動支援 センター* | ㉕ 北本市地域活動支援センターかばざくら |
| | 生活支援センター夢の実(鴻巣市内) |
| 障害児(者)生活 サポート事業所 | ㉗ ワーカーズコレクティブてとて |

※ ○囲み数字は、次ページの北本市障害福祉サービス等事業所マップの位置に対応しています。

(令和4年1月1日現在)

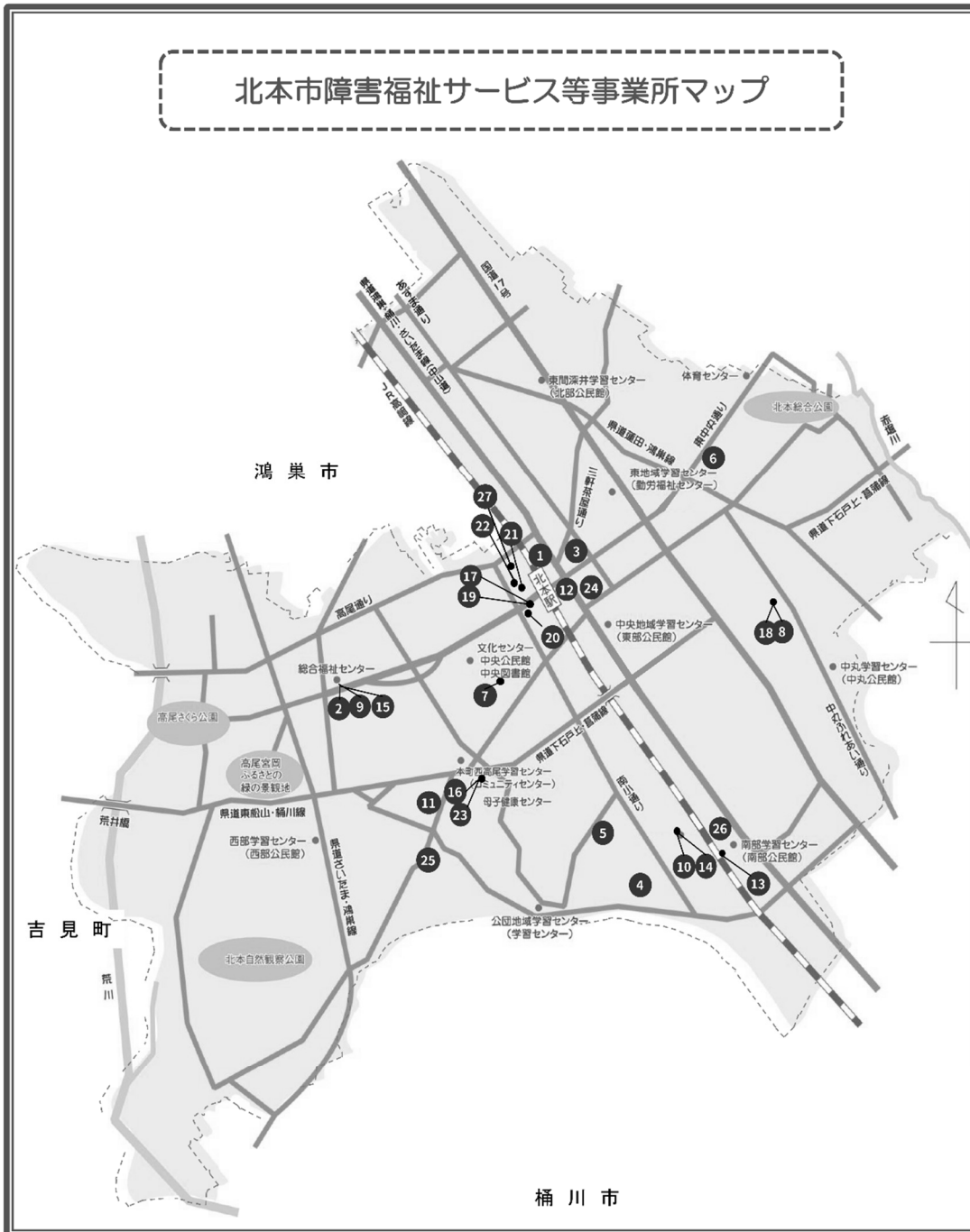
.....

***障害者相談支援事業**:障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な支援を行う。

***基幹相談支援センター**:障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の改正により、相談支援体制の強化を目的として2012(平成24)年4月から設置できることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行う。

***地域活動支援センター**:地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした施設。

北本市障害福祉サービス等事業所マップ



(令和4年1月1日現在)

2 アンケート調査結果

ここでは、これまでの取組状況等を踏まえ、第三次北本市障害者福祉計画の6つの基本目標に沿って、アンケート調査の集計結果を整理します。

■調査の概要

| 調査名(実施時期) | 対象 | 回収数 | 回収率 |
|--|--|-----|-------|
| 北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定に係るアンケート調査 (令和2年3月) 【令和元年度調査】 | ●障がい者アンケート 障がい者手帳所持者 1,000 人 | 641 | 64.1% |
| | ●障がい児アンケート 障がい者手帳所持者、障害児通所支援等 を利用している障がい児の保護者 100 人 | 53 | 53.0% |
| 障がい者実態調査 (平成 28 年 11 月) 【平成 28 年度調査】 | 身体障害者手帳所持者 1,000 人 | 529 | 52.9% |
| | 療育手帳所持者 200 人 | 107 | 53.5% |
| | 精神障害者保健福祉手帳所持者 200 人 | 92 | 46.0% |

※令和元年度調査:北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定に係るアンケート調査(令和2年3月)を指します。

※平成28年度調査:障がい者実態調査(平成 28 年 11 月)を指します。

※令和元年度調査は、障害者福祉計画(中間年の見直し)策定に係るアンケート調査を兼ねて実施しました。

※平成28年度調査では、身体障がい、精神障がい、知的障がいの3障がいに分けて調査を行っているため、前回と比較を行う際は、回答者を合算して割合を計算しています。

基本目標1 相談支援・支えの基盤づくり

【令和元年度調査】

●悩みごとや心配ごとの相談先として、家族・親せき以外に割合が最も高いのは、身体障がい者では「友人、知人」(26.9%)、知的障がい者では「福祉施設や作業所の職員」(31.4%)、精神障がい者では「病院・診療所」(44.2%)となっています。なお、家族・親せき以外で誰にも相談していない人が、身体障がい者では29.2%、知的障がい者では27.9%、精神障がい者では18.9%と、それぞれ概ね2～3割以上となっています。

■悩みごとや心配ごとの相談先（複数回答）

| | 相談先上位 | 平成28年度調査 | 令和元年度調査 |
|--------|-------------|----------|---------|
| 身体障がい者 | 友人、知人 | 23.1% | 26.9% |
| 知的障がい者 | 福祉施設や作業所の職員 | 34.6% | 31.4% |
| 精神障がい者 | 病院・診療所 | 39.1% | 44.2% |

割合が最も高い相談先は、平成28年度調査と同様です。

■家族・親せき以外で誰にも相談していない人（複数回答）

| | 平成28年度調査 | 令和元年度調査 |
|--------|----------|---------|
| 身体障がい者 | 29.9% | 29.2% |
| 知的障がい者 | 24.3% | 27.9% |
| 精神障がい者 | 21.7% | 18.9% |

家族・親せき以外で誰にも相談していない人のうち、障がいの種類別では、身体障がい者と精神障がい者は割合が低下している一方で、知的障がい者の割合は上昇しています。

- コミュニケーションや情報取得の際に困っていることとして割合が最も高いのは、身体障がい者では「パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない」（22.8%）、知的障がい者では「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」（26.7%）、精神障がい者では「パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない」（26.3%）となっています。

■コミュニケーションや情報取得の際に困っていること（複数回答）

| | 平成28年度調査 | | 令和元年度調査 | |
|--------|--------------------------------|-------|--------------------------------|-------|
| | 内容 | 割合 | 内容 | 割合 |
| 身体障がい者 | パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない | 17.8% | パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない | 22.8% |
| 知的障がい者 | 話をうまく組み立てられない、うまく質問できない | 35.5% | 話をうまく組み立てられない、うまく質問できない | 26.7% |
| 精神障がい者 | 話をうまく組み立てられない、うまく質問できない | 33.7% | パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない | 26.3% |

令和元年度調査において、精神障がい者では、「パソコン、携帯電話、スマートフォンなどをうまく使いこなせない」と回答した人が多くなっています。

<調査の結果から>

【相談先について】

- ・日常生活の中で関わりの深い関係者が相談先となっている傾向がみられます。一方、市役所の相談窓口は19.0%、相談支援事業所が5.5%との結果でした。公的な相談窓口である市や専門機関である相談支援事業所に相談することでアウトリーチ支援につながりやすくなるという観点から、本人や家族等が相談できる窓口の周知や相談支援体制の充実が必要です。

【コミュニケーションや情報取得について】

- ・近年ICT(情報通信技術)を活用した情報機器など、情報提供の幅は広がっていますが、パソコン等による情報取得支援のニーズの高まりが見られます。埼玉県障害者ITサポートセンターによるパソコン操作の習得を支援する個別訪問事業等の情報提供を充実させていく必要があります。
- ・また、アンケート調査において、「話をうまく組み立てられない、うまく質問できない」、「むずかしい言葉や早口で話されるとわかりづらい」、「音声情報が少ない」といった意見があることから、情報提供方法の多様性の確保や相談窓口における障がいの特性に応じた対応の改善が求められています。

基本目標2 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する
 基盤づくり

【令和元年度調査】

- 幼稚園、保育所などに通っていて困ったり不便なことでは、「通うのがたいへん」が20.0%と割合が最も高く、次いで「先生がお子さんのことをよくわかってくれない、気配りがたりない」「友達ができない」がそれぞれ15.6%となっています。

■幼稚園、保育所などに通っていて困ったり不便なこと（複数回答）

| | 平成28年度調査 | | 令和元年度調査 | |
|----|--|-------|---|-------|
| 1位 | 通うのがたいへん | 21.9% | 通うのがたいへん | 20.0% |
| 2位 | 介助体制が十分でない | 9.4% | ・先生がお子さんのことをよくわかってくれない、気配りがたりない ・友達ができない | 15.6% |
| 3位 | ・先生の理解や配慮が足りない ・周りの児童・生徒たちの理解が得られない | 6.3% | | |

平成28年度調査と比較すると、「通うのがたいへん」が引き続き、最も多くなっています。続いて、「理解や配慮の不足」「友達ができない」の割合が多くなっています。

- 学校教育に望むことでは、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい」(66.7%)、「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」(60.0%)がそれぞれ6割台となっています。

■学校教育に望むこと（複数回答）

| | 平成28年度調査 | | 令和元年度調査 | |
|----|---------------------------|-------|---------------------------|-------|
| 1位 | 能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい | 53.1% | 就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい | 66.7% |
| 2位 | 就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい | 50.0% | 能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい | 60.0% |
| 3位 | 施設・設備・教材を充実してほしい | 31.3% | 施設・設備・教材を充実してほしい | 35.6% |

平成28年度調査と比較すると、同じ回答が上位3位以内に入っていますが、「就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい」の割合が高くなり、1位となっています。

<調査の結果から>

【通園をサポートする連携強化について】

・幼稚園・保育所への通園・通所にあたり、様々な場面で多くの悩みを抱えていることから、多様なニーズに対応していくためにも、関係機関との連携体制の強化や相談支援体制の充実が必要です。

【障がいの特性に応じた支援体制の充実について】

・障がいのある子どもに対する理解や配慮が足りないとの意見があることから、障がいへの理解と認識を一層深め、障がいの特性に応じた支援体制の充実が求められています。

【相談支援体制の充実について】

・学校教育に望むことでは、早い時期から就学・進路に関する相談に応じられるよう相談支援体制の充実が求められています。

基本目標3 働くを実現するための基盤づくり

【令和元年度調査】

- 18歳以上の障がい者のうち、現在、収入を伴う仕事をしている人は、身体障がい者で15.6%、知的障がい者で30.2%、精神障がい者で26.3%となっています。

■収入を伴う仕事をしている割合（単数回答）

| | 平成28年度調査 | 令和元年度調査 |
|--------|----------|---------|
| 身体障がい者 | 15.1% | 15.6% |
| 知的障がい者 | 43.0% | 30.2% |
| 精神障がい者 | 25.0% | 26.3% |

平成28年度調査と比較すると、知的障がい者の割合が減少しています。

- 収入を伴う仕事をしている人の就労形態として割合が最も高いのは、身体障がい者では「会社・団体等の正規の職員」が32.9%、知的障がい者では「就労継続支援、就労移行支援などの事業所、作業所」が69.2%、精神障がい者では「アルバイト、臨時、パート、嘱託」が60.0%となっています。

■収入を伴う仕事をしている人の就労形態（単数回答）

| | 平成28年度調査 | | 令和元年度調査 | |
|--------|-------------------------|-------|-------------------------|-------|
| | 会社・団体等の正規の職員 | | 会社・団体等の正規の職員 | |
| 身体障がい者 | 会社・団体等の正規の職員 | 46.0% | 会社・団体等の正規の職員 | 32.9% |
| 知的障がい者 | 就労継続支援、就労移行支援などの事業所、作業所 | 56.8% | 就労継続支援、就労移行支援などの事業所、作業所 | 69.2% |
| 精神障がい者 | アルバイト、臨時、パート、嘱託 | 57.1% | アルバイト、臨時、パート、嘱託 | 60.0% |

平成28年度調査と比較すると、同様の回答順位となっています。

- 障がい者の就労支援として必要なことでは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が最も高くなっています。なお、知的障がい者では「通勤手段の確保」及び「職場で介助や援助などが受けられること」(27.9%)が、身体障がい者と精神障がい者では「短時間勤務や勤務日数などの配慮」(身体障がい者20.0%、精神障がい者48.4%)の割合がそれぞれ高くなっています。

■障がい者の就労支援として必要なこと（複数回答）

| | | 平成28年度調査 | | 令和元年度調査 | |
|--------|----|----------------------|-------|---------------------------------|-------|
| 身体障がい者 | 1位 | 職場の上司や同僚に障がいの理解があること | 31.6% | 職場の上司や同僚に障がいの理解があること | 23.9% |
| | 2位 | 短時間勤務や勤務日数などの配慮 | 25.5% | 短時間勤務や勤務日数などの配慮 | 20.0% |
| 知的障がい者 | 1位 | 職場の上司や同僚に障がいの理解があること | 52.3% | 職場の上司や同僚に障がいの理解があること | 38.4% |
| | 2位 | 職場で介助や援助などが受けられること | 43.0% | ・通勤手段の確保 ・職場で介助や援助などが受けられること | 27.9% |
| 精神障がい者 | 1位 | 職場の上司や同僚に障がいの理解があること | 54.3% | 職場の上司や同僚に障がいの理解があること | 53.7% |
| | 2位 | 短時間勤務や勤務日数などの配慮 | 43.5% | 短時間勤務や勤務日数などの配慮 | 48.4% |

<調査の結果から>

【多様な働く場の確保について】

- ・障がいの特性にあった働き方ができるなど、多様な働く場の確保に向けた取組が求められています。

【就労の場での障がいへの理解促進について】

- ・障がい者雇用の促進と雇用の継続には、企業やその従業員の障がいへの理解と認識を深めていくことが重要であることから、引き続き、市障がい者就労支援センターや埼玉県障害者雇用総合サポートセンター等の関係機関と連携しながら企業への支援に取り組んでいく必要があります。

基本目標4 暮らしを支える基盤づくり

【令和元年度調査】

- 健康管理や医療について困ったり不便に思うことについては、身体障がい者と精神障がい者で「医療費の負担が大きい」(身体障がい者15.6%、精神障がい者27.4%)、知的障がい者で「障がいのために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」及び「受診手続など、障がいのある人への配慮が不十分」(12.8%)となっています。

■健康管理や医療について困ったり不便に思うこと（複数回答）

| | 平成28年度調査 | | 令和元年度調査 | |
|--------|-------------------------------|-------|--|-------|
| | 内容 | 割合 | 内容 | 割合 |
| 身体障がい者 | 医療費の負担が大きい | 14.9% | 医療費の負担が大きい | 15.6% |
| 知的障がい者 | 医療スタッフ(医師、看護師等)の障がいに対する理解が不十分 | 18.7% | ・障がいのために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない ・受診手続など、障がいのある人への配慮が不十分 | 12.8% |
| 精神障がい者 | 医療費の負担が大きい | 28.3% | 医療費の負担が大きい | 27.4% |

平成28年度調査と比較すると、知的障がい者では「障がいのために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」「受診手続など、障がいのある人への配慮が不十分」の割合が最も高くなりました。

- 障害福祉サービス全般に満足していない人の割合は、身体障がい者で11.7%、知的障がい者で18.6%、精神障がい者で27.4%となっています。

■障害福祉サービス全般に満足していない人の割合（単数回答）

| | 平成28年度調査 | 令和元年度調査 |
|--------|----------|---------|
| 身体障がい者 | 11.3% | 11.7% |
| 知的障がい者 | 26.2% | 18.6% |
| 精神障がい者 | 31.5% | 27.4% |

平成28年度調査と比較すると、身体障がい者の割合は微増していますが、知的障がい者と精神障がい者の割合は減少しています。

- 外出の際に困っていることとして最も割合が高いのは、身体障がい者では「歩道が狭く、道路に段差が多い」(19.2%)、知的障がい者では「他人との会話が難しい」(36.0%)、精神障がい者では「他人の視線が気になる」(28.4%)となっています。

■外出の際に困っていること（複数回答）

| | 平成28年度調査 | | 令和元年度調査 | |
|--------|------------|----------------|------------|----------------|
| | 身体障がい者 | 歩道が狭く、道路に段差が多い | 20.6% | 歩道が狭く、道路に段差が多い |
| 知的障がい者 | 他人との会話が難しい | 52.3% | 他人との会話が難しい | 36.0% |
| 精神障がい者 | 他人の視線が気になる | 32.6% | 他人の視線が気になる | 28.4% |

平成28年度調査と比較すると、同様の回答順位となっています。

- 災害時に困ることとして最も割合が高いのは、身体障がい者で「投薬や治療が受けられない」(49.7%)、知的障がい者で「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」(57.0%)、精神障がい者で「投薬や治療が受けられない」(64.2%)となっています。
また、令和元年度調査においては、災害発生時にひとりで避難が「できない」と答えた人のうち約半数が、近所に助けてくれる人が「いない」としています。

■災害時に困ること（複数回答）

| | 平成28年度調査 | | 令和元年度調査 | |
|--------|--|----------------|------------------------|--------------|
| | 身体障がい者 | 避難所の設備や生活環境が不安 | 50.9% | 投薬や治療が受けられない |
| 知的障がい者 | ・安全なところまで迅速に避難することができない ・周囲とのコミュニケーションがとれない | 50.5% | 避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安 | 57.0% |
| 精神障がい者 | 投薬や治療が受けられない | 64.1% | 投薬や治療が受けられない | 64.2% |

平成28年度調査と比較しても、避難所における生活に何らかの不安を抱えている割合が高くなっています。

- 近い将来どのように暮らしたいかでは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも、「自宅で(現在の)家族と暮らしたい」の割合が最も高くなっています。

■近い将来どのように暮らしたいか（単数回答）

| | 平成28年度調査 | | 令和元年度調査 | |
|--------|------------------|-------|------------------|-------|
| | 自宅で(現在の)家族と暮らしたい | 63.1% | 自宅で(現在の)家族と暮らしたい | 60.1% |
| 身体障がい者 | 自宅で(現在の)家族と暮らしたい | 63.1% | 自宅で(現在の)家族と暮らしたい | 60.1% |
| 知的障がい者 | 自宅で(現在の)家族と暮らしたい | 53.3% | 自宅で(現在の)家族と暮らしたい | 48.8% |
| 精神障がい者 | 自宅で(現在の)家族と暮らしたい | 31.5% | 自宅で(現在の)家族と暮らしたい | 37.9% |

平成28年度調査と比較すると、同様の回答順位となっています。

<調査の結果から>

【健康管理や医療について】

- ・健康管理や医療については、「医療の負担が大きい」「配慮が不十分」との意見があることから、経済的な支援についての制度の周知や、障がいの特性に応じた配慮が求められています。

【障害福祉サービスへの満足度について】

- ・障害福祉サービス全般に満足していない人の割合は全体的に減少しましたが、アンケート調査では、満足していない理由に「手続き方法が分かりにくい」、「サービス提供体制が十分ではない」との回答が多かったことから、サービス提供体制の充実、制度の周知を図るとともに、各種制度の手続きに係る案内方法などの工夫が求められています。

【外出の際の困りごとについて】

- ・外出の際の困っていることについては、道路や施設等のバリアフリーが求められています。また、「他人との会話が難しい」、「他人の視線が気になる」との意見があることから、障がいへの理解促進を図り、地域での助け合いの意識の醸成に取り組んでいくことが重要です。

【災害時の支援について】

- ・災害時の医薬品の確保、避難支援や避難所等での生活支援を確立し、不安を解消することが重要な課題となっています。

【将来希望する生活形態について】

- ・将来の生活形態については、「自宅で(現在の)家族と暮らしたい」が最も多くなっています。在宅生活を支援するサービス提供体制や相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

基本目標5 自分らしさを実現するための基盤づくり

【令和元年度調査】

- 今後、行いたい活動としては、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者いずれも「買い物」の割合が最も高くなっています。なお、「スポーツやレクリエーション」の割合は、身体障がい者では15.8%、知的障がい者では27.9%、精神障がい者では27.4%となっています。

■今後、行いたい活動（複数回答）

| | 平成28年度調査 | 令和元年度調査 |
|----|---------------|---------------|
| 1位 | 旅行 | 買い物 |
| 2位 | 買い物 | 旅行 |
| 3位 | 趣味などサービス活動 | 趣味などサービス活動 |
| 4位 | スポーツやレクリエーション | スポーツやレクリエーション |

平成28年度調査と比較すると、同じ回答が上位4位以内に入っています。

■今後、「スポーツやレクリエーション」を行いたい割合（複数回答）

| | 平成28年度調査 | 令和元年度調査 |
|--------|----------|---------|
| 身体障がい者 | 17.8% | 15.8% |
| 知的障がい者 | 37.4% | 27.9% |
| 精神障がい者 | 19.6% | 27.4% |

平成28年度調査と比較すると、「スポーツやレクリエーション」の割合は、身体障がい者と知的障がい者の割合は減少しましたが、精神障がい者の割合は増えています。

- 希望する活動に必要な条件としては、身体障がい者と精神障がい者では「活動する場所が近くにあること」、知的障がい者では「介助者・援助者がいること」の割合がそれぞれ最も高くなっています。

■希望する活動に必要な条件（複数回答）

| | 平成28年度調査 | | 令和元年度調査 | |
|--------|----------------|-------|----------------|-------|
| 身体障がい者 | 活動する場所が近くにあること | 28.2% | 活動する場所が近くにあること | 26.9% |
| 知的障がい者 | 介助者・援助者がいること | 51.4% | 介助者・援助者がいること | 39.5% |
| 精神障がい者 | 活動する場所が近くにあること | 45.7% | 活動する場所が近くにあること | 36.8% |

平成28年度調査と比較すると、同様の回答順位となっています。

- 今後、行いたい活動として「ボランティア活動」や「障がい者団体の活動」と答えた人の7割以上で、「活動についての情報が提供されること」を活動に必要な条件としています。

<調査の結果から>

【社会参加の促進に向けて】

- ・障がいのある人の各種活動の機会を増やし、社会参加を促進するためには、情報提供や外出・移動手段の確保などが必要であり、こうした支援を障がいの種類や程度に応じて行っていくことが重要です。
- ・活動に必要な条件として、「活動についての情報が提供されること」との意見も挙げられており、多様な方法により情報提供を行っていくことが求められています。

基本目標6 障がいの理解と市民との協働を実現するための基盤づくり

【令和元年度調査】

- 差別や人権侵害を感じる人がいる人の割合は、身体障がい者では20.0%、知的障がい者では45.4%、精神障がい者では57.9%となっています。

■差別や人権侵害を感じる人がいる人の割合（単数回答）

| | 平成28年度調査 | 令和元年度調査 |
|--------|----------|---------|
| 身体障がい者 | 22.7% | 20.0% |
| 知的障がい者 | 55.1% | 45.4% |
| 精神障がい者 | 54.3% | 57.9% |

平成28年度調査と比較すると、身体障がい者と知的障がい者の割合は減少していますが、精神障がい者の割合は増えています。

- 「障害者差別解消法」の認知度については、全体で「内容まで知っている」(2.8%)、「名前だけ知っている」(17.9%)、「知らない」(72.9%)となっています。

■「障害者差別解消法」の認知度（単数回答）

| | | 平成28年度調査 | 令和元年度調査 |
|--------|-----------|----------|---------|
| 身体障がい者 | 内容まで知っている | 3.8% | 2.1% |
| | 名前だけ知っている | 23.8% | 17.9% |
| | 知らない | 66.7% | 72.7% |
| 知的障がい者 | 内容まで知っている | 8.4% | 2.3% |
| | 名前だけ知っている | 29.9% | 24.4% |
| | 知らない | 57.9% | 68.6% |
| 精神障がい者 | 内容まで知っている | 6.5% | 6.3% |
| | 名前だけ知っている | 20.7% | 17.9% |
| | 知らない | 70.7% | 73.7% |

平成28年度調査と同様に、「知らない」の割合が最も高くなっています。

- 「障害者虐待防止法」の認知度については、全体で「内容まで知っている」(3.1%)、「名前だけ知っている」(26.2%)、「知らない」(64.6%)となっています。

■「障害者虐待防止法」の認知度（単数回答）

| | | 平成28年度調査 | 令和元年度調査 |
|--------|-----------|----------|---------|
| 身体障がい者 | 内容まで知っている | — | 2.1% |
| | 名前だけ知っている | — | 26.9% |
| | 知らない | — | 63.8% |
| 知的障がい者 | 内容まで知っている | — | 5.8% |
| | 名前だけ知っている | — | 37.2% |
| | 知らない | — | 53.5% |
| 精神障がい者 | 内容まで知っている | — | 3.2% |
| | 名前だけ知っている | — | 24.2% |
| | 知らない | — | 72.6% |

※令和元年度調査より、質問項目を追加。

令和元年度調査において、「知らない」の割合が最も高くなっています。

- 「成年後見制度」の認知度については、全体で「内容まで知っている」(10.3%)、「名前だけ知っている」(46.3%)、「知らない」(36.0%)となっています。

■「成年後見制度」の認知度（単数回答）

| | | 平成28年度調査 | 令和元年度調査 |
|--------|-----------|----------|---------|
| 身体障がい者 | 内容まで知っている | — | 9.6% |
| | 名前だけ知っている | — | 49.7% |
| | 知らない | — | 32.2% |
| 知的障がい者 | 内容まで知っている | 19.6% | 14.0% |
| | 名前だけ知っている | 43.0% | 39.5% |
| | 知らない | 33.6% | 41.9% |
| 精神障がい者 | 内容まで知っている | 10.9% | 11.6% |
| | 名前だけ知っている | 44.6% | 36.8% |
| | 知らない | 42.4% | 49.5% |

※身体障がい者には、令和元年度調査より質問項目を追加。

平成28年度調査と同様に、「知らない」の割合が最も高くなっています。

<調査の結果から>

【差別や人権侵害について】

- ・未だに多くの方が、差別や人権侵害を感じることもあると回答していることから、差別解消に向けた取組を進めていく必要があります。

【法律・制度の認知度について】

- ・障害者虐待防止法や成年後見制度の認知度も低い水準でした。制度の周知が不足しているため、今後も制度の周知を進めていく必要があります。

3 第三次計画の進捗状況

第三次北本市障害者福祉計画に掲載された95の主要施策を対象に、令和2年度実施状況について、A～Eの5段階で進捗評価を行いました。

その結果、全体では「A:計画を上回って実施」が11施策、「B:概ね計画どおり」が79施策、「C:計画より遅れている」が5施策、「D:当初計画から変更」が3施策、「E:事業終了」が0施策となっています(担当課が複数のため、同一施策に対して複数の評価が付されている場合もあります)。

内訳を見ると、障がい者の就労に関連する複数の施策で、計画の遅れが見られます。そのほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった施策も見られます。

また、方向性については、共同生活援助(グループホーム)の設置を積極的に行っていくため「◎:拡充」とし、その他は「○:継続」としています。

■第三次北本市障害者福祉計画の進捗状況【令和3年度照会(令和2年度実施状況等回答)より】

※1「A:計画を上回って実施」「B:概ね計画どおり」「C:計画より遅れている」「D:当初計画から変更」「E:事業終了」

※2「◎:拡充」「○:継続」「△:縮小」「×:廃止」

| 基本目標 | 個別目標 | 施策名 | 進捗状況※1 | | | | | 方向性※2 | | | |
|-----------------|---|---------------------------|--------|---|---|---|---|-------|---|---|---|
| | | | A | B | C | D | E | ◎ | ○ | △ | × |
| 1 相談支援・支えの基盤づくり | 1 地域の実情を踏まえたサービス基盤の整備を推進していくためのネットワークの強化を図ること | 自立支援協議会の運営 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 情報交換・交流の推進 | | ● | | | | | ● | | |
| | 2 誰でも必要なときに相談できる窓口・体制を整備すること | 相談支援事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 指定相談事業者の体制整備 | | ● | | | | | ● | | |
| | 3 相談支援に関わる人が課題に的確に対応できるよう、レベルアップしていくこと | 市職員への啓発の推進 | ● | | | | | | ● | | |
| | | 相談支援体制の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 民生委員・児童委員活動への支援 | | ● | | | | | ● | | |
| | 4 市全体がひとつになって、障がいを理由とする差別の解消をめざすこと | 成年後見制度への支援 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと) | | ● | | | | | ● | | |
| | 5 手話、点字等の意思疎通の手段への理解を促進し、誰とでもコミュニケーションがとれる社会を構築すること | 意思疎通支援事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 情報提供手段の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化 | | ● | | | | | ● | | |

| 基本 目標 | 個別目標 | 施策名 | 進捗状況※1 | | | | | 方向性※2 | | | |
|-------------------------------------|--|---------------------------------|--------|---|---|---|---|-------|---|---|---|
| | | | A | B | C | D | E | ◎ | ○ | △ | × |
| 2 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する基盤づくり | 1 障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに学びあい、育ちあう地域環境を整備すること | 児童発達支援事業 | ● | | | | | | ● | | |
| | | 教育施設の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 就学支援の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 放課後活動への支援 | ● | | | | | | ● | | |
| | | 障害児放課後等デイサービス | | ● | | | | | ● | | |
| | 2 あらゆる場面で教育と福祉の連携を図ること | 乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援のためのツールの活用 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 特別支援教育の推進 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 教育内容の充実 | ● | | | | | | ● | | |
| | 3 適切な保育・教育を提供できるように、保育・教育に携わる人材の育成(専門的知識・技能の習得)を図ること | 特別支援教育支援員の配置 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 交流教育等の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | 4 子どもと親との関係づくりを支援し、良好な親子関係を育むこと | 親子教室 | ● | | | | | | ● | | |
| 5 障がいのある子どもを持つ親の悩みに対応できる相談体制をつくること | 相談指導体制の充実 | ● | ● | | | | | ● | | | |

| 基本 目標 | 個別目標 | 施策名 | 進捗状況※1 | | | | | 方向性※2 | | | |
|----------------------|---|----------------------------------|--------|---|---|---|---|-------|---|---|---|
| | | | A | B | C | D | E | ◎ | ○ | △ | × |
| 3 働くを実現するための基盤づくり | 1 障がいの有無にかかわらず、ともに働ける社会を構築すること | 事業主への啓発活動の推進 | | ● | ● | | | | ● | | |
| | | 障害者雇用率の向上 | | | ● | | | | ● | | |
| | | 市職員の雇用の推進 | | | ● | | | | ● | | |
| | | 市及び関係機関での職場実習の受け入れ | | ● | ● | | | | ● | | |
| | 2 個々人の適性と能力に応じた就労機会を提供・拡大すること | 障がい者就労支援センターの運営 | ● | | | | | | ● | | |
| | 3 必要な訓練を受けられる機会を充実し、働くことへの挑戦が何度でもできるしくみをつくること | 就労移行支援事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 生活介護・就労継続支援事業所・地域活動支援センター等の運営と支援 | | ● | | | | | ● | | |
| | 4 就職後も引き続き、必要な支援を受けられる体制を強化すること | 職業相談機能の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | 5 障害者就労施設等からの物品・サービスの調達を推進し、運営の安定化を図ること | 障がい者の経済的自立及び仕事の安定確保 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 障害者就労施設等からの物品等の調達 | | ● | | | | | ● | | |

| 基本 目標 | 個別目標 | 施策名 | 進捗状況※1 | | | | | 方向性※2 | | | |
|-------------------|--------------------------------|--|--------|---|---|---|---|-------|---|---|---|
| | | | A | B | C | D | E | ◎ | ○ | △ | × |
| 4 暮らしを支える基盤づくり | 1 その人らしい生活が実現できるような生活環境を確保すること | 地域活動支援センター事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 民間住宅におけるバリアフリー仕様の普及 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 重度障害者居宅改善整備への補助 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 住宅改造に関する相談の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 緊急時通報システム設置費等の補助 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 聴覚障がい者に対する緊急時通報体制の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 「Web119」・「緊急時 FAX 通信」 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 消費生活相談の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | 2 より充実した毎日を過ごすためにサービス体制を充実すること | 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の充実 | ● | | | | | | ● | | |
| | | 1歳6か月児健康診査事後相談の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 乳児家庭全戸訪問事業の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 健康づくり意識の啓発 | ● | | | | | | ● | | |
| | | 各種健(検)診の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 特定健康診査、保健指導 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 各世代にあわせた健康相談の実施 | ● | | | | | | ● | | |
| | | 歯科医療の情報提供 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 自立支援医療*制度の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 重度心身障害者医療費助成制度の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 介護給付(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援) | | ● | | | | | ● | | |
| | | 療育体制・リハビリテーションの充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 生活介護 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 自立訓練給付 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 療養介護事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 短期入所支援 | | ● | | | | | ● | | |

.....

***自立支援医療:**障害者総合支援法による医療給付であり、原則 90%の医療費を医療保険と公費で負担し、自己負担は 10%となる制度。ただし、所得に応じて上限額がある。内容は次の3種類。
(1)身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童の治療に給付される育成医療。
(2)身体障がい者が機能障がいを軽減または改善するための医療に給付される更生医療。
(3)精神障がい者が精神疾病の治療のために通院する場合の費用を負担する精神通院医療。

| 基本 目標 | 個別目標 | 施策名 | 進捗状況※1 | | | | | 方向性※2 | | | |
|-------------------|--|--------------------------------|-------------|---|---|---|---|-------|---|---|---|
| | | | A | B | C | D | E | ◎ | ○ | △ | × |
| 4 暮らしを支える基盤づくり | 2 より充実した毎日を過ごすためにサービス体制を充実すること | 施設入所支援 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 補装具費の支給 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 日常生活用具給付等事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 訪問入浴サービス事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 更生訓練費給付事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 日中一時支援事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 生活サポート事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 訪問理美容サービス | | ● | | | | | ● | | |
| | | 移動支援事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 福祉タクシー事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 重度障害者移動支援事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 重度心身障害者自動車燃料費助成事業 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 共同生活援助(グループホーム)の家賃助成 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 共同生活援助(グループホーム)の設置 | | | | ● | | | ● | | |
| | | 3 行政と地域が協働して、安心・安全なまちづくりを進めること | 福祉のまちづくりの推進 | | ● | | | | | ● | |
| | 道路等交通環境の整備 | | | ● | | | | | ● | | |
| | 公営住宅の整備・改善 | | | ● | | | | | ● | | |
| | 4 医療や防犯・防災関係者が協力して、障がいのある人をしっかりと支援すること | 地域の医療機関と専門医療機関との連携 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 夜間、休日等の医療体制の整備 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 防災に関する知識の普及・啓発 | | | | ● | | | ● | | |
| | | 地域ぐるみの協力体制の確立 | | ● | | | | | ● | | |
| | 5 緊急時に連絡調整機能を持つ地域拠点づくりを進めること | 避難所での医薬品・補装具・日常生活用具等の確保 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 障がい者(児)施設における防災訓練の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 福祉避難所の開設 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 災害時受入の体制の整備 | | ● | | | | | ● | | |

| 基本 目標 | 個別目標 | 施策名 | 進捗状況※1 | | | | | 方向性※2 | | | |
|---------------------------------|--|---------------------------|--------|---|---|---|---|-------|---|---|---|
| | | | A | B | C | D | E | ◎ | ○ | △ | × |
| 5 自分らしさを 実現するための 基盤づくり | 1 自分らしい表現活動の ひとつとして、芸術・文 化・スポーツに取り組め る環境を確保すること | 障がい者のスポーツ活動への 意識の醸成 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 中央図書館における対面朗読・ 録音図書貸出し | | ● | | | | | ● | | |
| | | 人にやさしい機器・サービスの 周知の推進 | | | | ● | | | ● | | |
| | 2 障がいのある人が参 加できる地域の芸術・文 化・スポーツ活動を活性 化させること | 文化・レクリエーション活動の促 進 | | ● | | | | | ● | | |
| | 3 障がいのある人のスポ ーツ活動への参加を促 進するため、指導者の育 成に取り組むこと | 障害者スポーツの振興 | | ● | | | | | ● | | |

| 基本 目標 | 個別目標 | 施策名 | 進捗状況※1 | | | | | 方向性※2 | | | |
|---|---|---|--------|---|---|---|---|-------|---|---|---|
| | | | A | B | C | D | E | ◎ | ○ | △ | × |
| 6 障がいの理 解と市民との 協働を実現 するための 基盤づくり | 1 障がいの有無にかかわ らず、お互い理解しあえ る、誰にとっても暮らし やすいまちづくりを推進 すること | きたもと福祉まつりの充実 | | | | ● | | | ● | | |
| | | 啓発・広報活動の充実 | | ● | | | | | ● | | |
| | 2 障がいと障がいのある 人に対する正しい理解 を深めていくことによ り、共生社会の実現を図 ること | 人権教育の推進 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 彩の国ボランティア体験プロ グラム ボランティア体験出前講座 福祉の心を育む事業 ボランティア・福祉教育の推進 | ● | | | | | | ● | | |
| | 3 お互いに見守り、かか わり、支えあう地域づく りを進めること | ボランティアの普及・育成 | | ● | | | | | ● | | |
| | | 障がいのある人の暮ら しを支えるため、専門的 スキル(技術・知識)を持 つ担い手を育成するこ と | | ● | | | | | ● | | |

4 現状・課題の整理

ここでは、これまでの取組状況等を踏まえ、第三次北本市障害者福祉計画の6つの基本目標に沿って、現状・課題を整理します。

基本目標1 相談支援・支えの基盤づくり

- 障がいのある人が地域において安心して日常生活または社会生活を営むためには、様々な分野(福祉・教育・就労等)にわたる支援が必要であり、北本市では相談支援の充実に努めています。また、庁舎には相談ブースを3か所、相談室を15室設置して、安心して相談できる環境を整備しています。
- 鴻巣市と共同で設置している鴻巣・北本地域自立支援協議会では、専門部会も設置し、地域の課題を共有し、社会資源の開発等について協議しています。また、支援困難事例の対応の在り方についても協議し、相談支援体制の充実に取り組んでいます。
- 障害者総合支援法に基づく「地域相談支援」は地域移行支援と地域定着支援があり、地域移行支援では、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院等に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援などを行います。地域移行支援は、平成29年度まで利用者はいませんでしたが、令和元年度の利用者は月平均1.3人で、増加傾向にあります。引き続き、相談に適切に対応できる体制の充実が必要です。
- 障害者総合支援法では、市町村が行うこととされている地域生活支援事業の中に「障害者相談支援事業」が設けられています。本市では令和元年度に1か所拡充し、現在は3か所(「生活相談支援センターしゃろーむ北本」、「生活支援センター夢の実」および「相談支援事業所あすなろ」)で障害者相談支援事業を実施しています。今後も、市と相談支援事業者との連携を強化するとともに、より相談しやすい体制をつくるため、相談支援体制を強化していくことが必要です。
- 障害者総合支援法に基づく、地域における相談支援の中核的な役割(専門的な相談や地域の相談支援体制の強化)を担う基幹相談支援センターを、令和2年4月より鴻巣市と共同で設置しました。複合的な課題を抱えた事例も増加していることから、適切な相談支援やサービスの提供が図れるよう努めていきます。

- 複合化・複雑化した課題の多くは個別性が高く、福祉領域以外の課題も関係しており、個々の状況に応じて継続的に対応する必要があります。こうした支援ニーズやケアラー*への支援に対応するため、令和2年度に改正された社会福祉法や埼玉県ケアラー支援条例(令和2年3月公布・施行)の趣旨を踏まえ、関係機関と協議し、重層的な支援体制の構築を進めていく必要があります。
- コミュニケーションの円滑化に向けて、平成30年10月に施行した北本市手話言語条例により、手話への理解と手話の普及促進を図っています。本市では令和3年4月より通信機器(パソコン)等を利用して遠隔での手話通訳の対応を行う遠隔手話通訳事業を実施しています。また、令和3年7月より公共インフラとして、通訳オペレーターが手話や文字と音声を通訳することにより、電話で双方をつなぐ電話リレーサービスが開始されています。引き続き、誰もが情報を得やすい環境づくりを推進していくことが必要です。
- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいます。

基本目標2 ^{きほんもくひょう} ^{ちいき} ^{じりつ} ^{せいかつ} ^{おく} ^{そだ} ^{まな} ^{じつげん} 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する
^{きばん} 基盤づくり

- 障がいのある子どもに対しては、社会活動に参加できるよう、乳幼児期から一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談体制や療育体制を構築することが重要です。本市では、児童発達支援センターを設置し、発達に障がいまたは遅れがあると思われる子どもに対して、基本的な生活習慣を身につけることや、社会生活への適応性を高めるために必要な訓練、指導などを行っています。また、児童発達支援センターの職員が保育所等の訪問や巡回相談を行い、支援の拡大に努めています。
- 福祉分野と教育分野の連携の面からは、教育委員会の指導主事が児童発達支援センターに出向き、保護者を対象に就学に関する説明や、指導主事や就学支援委員が保育所や幼稚園へ出向いて行動観察を行い、学校での受け入れが可能かどうか確認を行っています。
- 令和4年1月1日現在市内4か所で、学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行う放課後等デイサービスを実施しています。アンケート調査(令和元年度)では利用意向は高く、利用実績も微増傾向にあります。引き続き、適切な発達支援が行われるようサービスの確保とともに、質の向上を求めていく必要があります。

*ケアラー：高齢者、障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人。

- 特別支援学級については、令和3年4月1日現在、22名の支援員を配置し、きめ細かな支援を図れるよう支援体制の充実を図っています。
- ハード面では、小・中学校11校のうち9校において、児童・生徒が利用できるエレベーターを設置し、市内小・中学校のすべてにスロープや手すりを設置しています。
- 市内7小学校区すべてに学童保育室を設置しており、利用を希望する障がい児がいる場合には、担当の職員を配置し、受け入れを行っています。
- 特別支援学校との支援籍*交流や特別支援学級と通常学級の交流を通して、ノーマライゼーションの精神を育てています。また、交流教育を推進するため、研修により特別支援教育コーディネーターの充実を図っています。
- 医療的ケア児とその家族に対する支援は、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類や生活の実態に応じて関係機関の連携の下に、切れ目ない支援体制の構築が求められています。
- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいます。

基本目標3 きほんもくひょう 働くを実現するための基盤づくり はたら きつげん きばん

- 市職員の雇用については、国で定める市町村の法定雇用率(2.6%:令和3年3月現在)を下回っているため、改善していく必要があります。今後は、単に数(率)を維持・増加するだけでなく、より多様な部署での配置や職域拡大を図り、様々な障がいのある人の雇用を進める必要があります。また、特別支援学校等から実習の相談があった場合にはできる限り受け入れを検討しています。平成30年度には、図書館において1件の受け入れを行いました。令和元年度以降の受入実績はない状況です。
- 障がい福祉課に設置した「障がい者就労支援センター」では、就労支援相談員が就労を希望する障がい者の相談を受け、本人の希望、能力、障がい特性等に応じ、ハローワークへの登録、会社見学、職場実習、面接等の支援をしています。また、就労後も定期的に職場訪問を行い、会社側から本人の職場での状況について報告を受けながら、本人の意見を聞き、本人と職場の双方が障がい特性を理解しながら職場に定着できるよう支援しています。令和3年3月31日現在の登録者数は153人、就労者数は78人となり、登録者の半数以上が就労に結びついています。

*支援籍:障がいのある児童・生徒が在籍する学校または学校以外で、必要な学習活動を行うために学籍を置く制度。例えば、市外の特別支援学校に在籍する児童生徒が北本市の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。

- 毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等からの優先的・積極的な物品等の購入を進めています。令和2年度の調達実績は約57万円となっています。また、市役所内に常設の授産品等販売所(ハートショップひだまり)を設置しているほか、各種イベント(きたもと福祉まつり、きたもと朝市等)への出店など、授産品等の販売拡大を支援しています。
- アンケート調査(令和元年度)では、仕事の形態別でみると「アルバイト、臨時、パート、嘱託」または「就労継続支援、就労移行支援などの事業所、作業所」で、「給与・工賃などが少ない」ことが、仕事をする上で困っていることの上位に挙がっています。
- 主要施策の進捗状況については、「個別目標1 障がいの有無にかかわらず、ともに働ける社会を構築すること」に関連する4つの主要施策のいずれもが「C 評価:計画より遅れている」となっています。

基本目標4 ^{きほんもくひょう}暮らしを支える^く基盤^{ささ}づくり^{きばん}

- 障がいの早期発見については、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の発育・発達や健康上の問題の早期の把握に努めています。また、1歳6か月児健康診査後等の経過観察児を対象に個別相談も実施しています。
- 平成26年10月に完成した新庁舎においては、平成7年3月施行の「埼玉県福祉のまちづくり条例」及び令和3年4月から一部改正・施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」等を遵守することはもとより、来訪者ととともに職員を含めた様々な人々の利用に配慮した「ユニバーサルデザイン*」の推進を図っています。また、庁舎案内においては、ユニバーサルデザインフォント及びピクトグラム*を導入し、わかりやすく適切な情報提供に努めています。
- 障がいのある人が安心して外出できる歩行空間づくりに向けて、歩道の整備や段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などを進めています。今後引き続き整備に取り組む必要があります。
- 令和4年1月1日現在、市内にはグループホームが2か所設置されており、利用者数は増加傾向となっています。施設や病院からの地域移行の促進や介護者(親)の高齢化等に伴い、今後さらに必要性が増すサービスであるため、引き続き整備に取り組む必要があります。

.....

*ユニバーサルデザイン:年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設、製品、サービスなどを作っていこうとする考え方。

*ピクトグラム:案内用図記号。不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形。

- 市では、災害が発生したときや災害の恐れがあるときに、自ら避難することが困難な人(避難行動要支援者)に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助け(避難支援)が地域の中で安全かつ速やかに行われることを目的とした「避難行動要支援者避難支援制度」を推進しています。アンケート調査(令和元年度)でも、災害発生時にひとりで避難が「できない」と答えた人のうち約半数が、近所に助けてくれる人が「いない」と回答があることから、「避難行動要支援者に係る個別避難計画」の策定を進めていく必要があります。
- 大規模災害時に特別な配慮が必要となる人のための福祉避難所の設置を進めており、令和3年4月1日現在、6か所の施設を指定しています。今後も、さらなる協定締結に努めるとともに、障がいの状況等に配慮し、新型コロナウイルス感染症等の感染症にも対応した物資・機材等の備蓄や調達体制の整備・充実に向けて関係機関等との連携を強化していく必要があります。
- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいますが、一部、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった施策も見られます。

基本目標5 自分らしさを実現するための基盤づくり

- 生活を豊かで潤いのあるものにする文化・スポーツ・レクリエーション活動等を、障がいのある人もない人もともに楽しむことができる機会をつくることは重要なことです。スポーツに関しては、埼玉県障害者スポーツ大会(彩の国ふれあいピック)に市内からも障がいのある人が参加しています。また令和2年度には、きたもとスポーツフェスティバルにおいて、パラリンピックの大会種目でもあるボッチャを開催し、障害者スポーツのPRや普及推進に努めました。今後も県内外で行われる様々なスポーツ大会への参加促進を図るとともに、参加者・支援者への支援を進めていく必要があります。そして、スポーツを活発にしていくために不可欠な、指導者の育成・確保の方策についても検討をしていく必要があります。
- 現在、公民館等はバリアフリー構造で、障がいのある人もない人も利用できるようになってきました。今後も公民館等を活用して、障がいのある人の文化・レクリエーション事業への参加を支援するとともに、市民向けの諸行事への参加も促進していきます。また令和2年度から、障がい福祉団体等で制作された作品の展示等を市庁舎内にて実施しています。今後、支援策の一層の充実に向けて、検討を進めていく必要があります。

- 視覚障がい、発達障がいや肢体不自由等の障がいにより、視覚による表現の認識が困難な人の読書環境の整備を推進していくことが求められています。
- 中央図書館では、対面朗読を行うほか、録音図書作成や大活字本の購入を進め、視覚障がいのある利用者等の利便性の向上を図っており、引き続き、録音図書サービスの拡充、周知に努める必要があります。
- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいますが、一部、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった施策も見られます。

基本目標6 障がいの理解と市民との協働を実現するための基盤づくり

- 障がいや障がいのある人への市民の理解を広めていくためには、市広報紙やホームページ等の様々な機会を活用して、引き続き、頻繁かつ継続的に啓発・広報活動を進めていく必要があります。また、ボランティア活動に関する啓発・広報活動については、主に北本市社会福祉協議会の広報紙で発信しており、今後も北本市社会福祉協議会と連携して市からの情報提供等を推進していく必要があります。
- 本市では、人権啓発活動の推進を図るため、3つの人権啓発資料(「ふれあい」「けやき」「じんけん」)を毎年作成しています。「ふれあい」「けやき」については、市内全戸に配布しています。「じんけん」については、市内の全児童・生徒に配布し、人権教育の資料に取り入れています。また、市内小・中学校の総合学習等での福祉体験の際に、地域の福祉施設などの関係団体との連携により、手話・車いす・点字・アイマスク・盲導犬体験等、福祉に関する体験活動を実施しています。
- 現在、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉の推進を総合的に進めています。地域福祉の担い手の養成については、北本市社会福祉協議会が各種講習会を開催し、ボランティア活動参加へのきっかけづくりや、活動のための継続的な支援を行っています。
- 北本市社会福祉協議会が毎年9月の第2日曜日を「福祉の日」と定め、高齢者や障がいのある人が、地域において安心して生活できるためのふれあいの場づくりや、思いやりと福祉の心を広げるまちづくりに役立てることを目的として「きたもと福祉まつり」を北本市総合福祉センターで開催しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

- 障害者差別解消法では、行政機関や事業者による不当な差別的扱いが禁止され、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合には、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くため必要かつ合理的な配慮を行うことが求められています（行政機関は義務）。令和3年6月に公布された改正法では、事業者の合理的配慮の提供が努力義務から義務化（公布から3年以内に施行）されます。
- 地方公共団体において職員が適切に対応できるよう、本市においても「北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定め、周知徹底を図るとともに、障害者差別解消法の趣旨や「合理的な配慮」の考え方について、新規採用職員研修時等に周知を行っています。
- アンケート調査（令和元年度）では、成年後見制度や障害者虐待防止法の認知度は低い水準であったことから、権利擁護に関する啓発や制度の周知等の取組を進めていく必要があります。
- 主要施策の進捗状況については、概ね計画通りに進んでいますが、一部、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった施策も見られます。

だい しょう しょう しゃふくし きほんてき かんが かた 第3章 障がい者福祉の基本的な考え方

けいかく きほんりねん 1 計画の基本理念

本市では、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し、支え合いながら安心して暮らし続けられるまちを目指し、平成29年3月に「第三次北本市障害者福祉計画」を策定し、基本理念を「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現」と定め、障がい者福祉施策を推進してきました。

このたびの中間年の見直しにおいても、引き続き上記基本理念を継承し、障がい者福祉施策を推進していきます。

■基本理念

ささ く きたもと じつげん
支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現

ほんし
本市は、

しょうがいしゃきほんほう りねん もと
障害者基本法の理念に基づき、

しょう
障がいがあってもなくても、

だれひとりわけへだ
だれひとり分け隔てられることなく、

おたがい じんかく こせい そんちよう ささ
お互いの人格と個性を尊重し支えあう、

きょうせい すす
共生のまちづくりを進めます。

2 計画の基本方針

本計画の基本方針を次のとおり定めます。

方針1 支援の質を高め、連携を広げる

障がいのある人やその家族が抱える様々な問題の相談に適切に対応していくためには、身近な地域でいつでも気軽に利用でき、かつ専門的な知識を持つ従事者が対応する窓口を整備することが大切です。

本市は、障がいのある人、一人ひとりのその時点でのニーズだけでなく、ライフステージにあわせたニーズにもきめ細かく対応できるよう、市内外の様々な機関等が連携した相談支援ネットワークをつくります。また、あわせて相談支援に係る従事者の資質向上にも積極的に取り組みます。

方針2 制度の壁を超え、ニーズに応じた支援のしくみをつくる

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、直接提供される福祉サービスを充実させていくだけでなく、保健・医療・教育・雇用など様々な分野における支援を連携させて、より効果的・効率的に支援を提供できる体制が必要となります。

また、乳幼児期・就学期から成人期・高齢期に至るまで、一人ひとりの状況をきめ細かくとらえ、切れ目なく支援していく必要があります。

本市では、様々な制度の壁を越え、一人ひとりに応じた支援のしくみをつくります。

方針3 市民との協働による、支えあうしくみをつくる

障がいのある人の地域生活を支えていくには、公的なサービスだけでなく、地域での相互援助活動や住民活動を充実させていくことで、よりきめ細かな支援を行うことができます。また、障がいのある人がお互いを支えるピアサポート*など、当事者が支援を受ける側にも支える側にもなるといったかたちの支援もあります。

本市は、障がいのある人を支える様々な社会資源を活用し、地域の人々と協働しながら、支えあうしくみをつくります。

*ピアサポート:ピア(peer)とは、「仲間、同輩、対等者」という意味で、一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言う。身体障害者自立生活運動で始まり、知的障がいや精神障がいの分野でも定着し始めている。

ほうしん じんけん そんちよう たが みまも 方針4 人権を尊重し、お互いを見守る

障がいのある人への差別解消の推進は、教育・医療・福祉・公共交通・雇用など、障がいのある人の自立と社会参加に関わるあらゆる分野に関連します。

本市は、まず市職員が「北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づいて、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組んでいくとともに、市民一人ひとりの障がいに関する知識・理解の不足や意識の偏りが是正されるよう、啓発活動に積極的に取り組みます。

3 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次のとおり6つの基本目標を定めます。

基本目標1 相談支援・支えの基盤づくり

【基本的な考え方】

- 障がいのある人やその家族からの相談に応じるため、専門的な相談に対応できる相談支援事業者を確保するとともに、市と基幹相談支援センターや相談支援事業者との連携を強化し、より効果的かつ効率的に相談支援の提供が行えるよう、質の向上や支援体制の充実を図ります。
- 引きこもり状態の人をはじめ、様々な事情でサービス利用に結びついていないものの課題や困難を抱えている人や家族に対しても適切な支援を行えるよう、関係各課および関係機関と連携し、重層的な支援体制の構築に取り組みます。
- 地域の様々な社会資源を活用し、鴻巣・北本地域自立支援協議会の機能を充実させるなど、より地域の状況を踏まえた相談支援のネットワークの構築をめざします。
- 情報利用やコミュニケーションに支障のある視覚・聴覚に障がいのある人等に対しては、円滑な情報利用等ができるよう配慮し、情報提供やコミュニケーション手段の充実を図ります。また、障がいの特性に応じた対応が行えるよう職員の資質向上に取り組みます。
- 聴覚に障がいのある人への理解や知識を深めるため、手話への理解や手話の普及促進のための施策を推進します。

基本目標2 きほんもくひょう 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを実現する ちいき じりつ せいかつ おく そだ まな じつげん
基盤づくり きばん

【基本的な考え方】

- 障がいのある児童・生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を受け、すべての子どもが交流しながらともに生きることの素晴らしさを実感できるような環境づくりを進めます。また、早期からの就学・進路の相談に応じられるよう、引き続き就学支援の充実を図ります。
- 一人ひとりの障がいの種別・程度・必要とする医療的ケアの内容等を考慮し、その成長段階において、日常生活における必要な支援や最も適切な学習の場を確保するために、教育・保健・福祉・医療・労働等の関係分野の連携により、障がい児とその保護者の意向が十分尊重され、その人にあった育成・教育の場を選択できるような体制をつくります。
- 障がいの特性に応じた支援が行えるよう、保育・教育に係わる専門的な人材を育成・確保し、関係機関との連携の下に乳幼児期からの一貫した相談体制や療育体制を充実します。また、保護者が安心して子育てができ、子どもも地域社会で充実した生活をおくることができるよう切れ目ない支援体制を構築します。

基本目標3 働くを実現するための基盤づくり

【基本的な考え方】

- 働く意欲のある障がいのある人が、障がいの種類や程度にかかわらず、その適性と能力に応じて多様な就労の機会を得られるよう、障がい者雇用の総合的支援を行う埼玉県障害者雇用総合サポートセンター等の関係機関と連携し、企業に対し、障がい者雇用の理解促進や継続雇用を支援していきます。
- 就労支援においては、就業面だけでなく、生活面にかかわる相談にも対応できるよう、障がい福祉課内に設置している障がい者就労支援センターの機能を充実させ、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等と連携を図り、より安定した就労生活が送れるよう支援します。
- 福祉的な就労の場の整備・充実を図り、利用者の工賃*の向上及び施設の安定的な運営ができるよう支援します。また、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先的・積極的な購入を進めます。
- 障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(障がい者活躍推進計画)に基づく取組を着実に実行し、職場環境の整備に取り組むとともに、法定の障害者雇用率に相当する人数の障がい者の雇用に取り組めます。

*工賃：就労継続支援B型事業所等が利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うもの。

基本目標4 暮らしを支える基盤づくり

【基本的な考え方】

- 疾病の予防・早期発見から地域リハビリテーション、在宅医療に至る一貫した保健・医療体制の確立をめざします。なお、保健・医療、それぞれの分野でのサービス提供だけでなく、福祉分野も含め、各分野が連携を深め、より効果的かつ効率的にサービスを提供していきます。
- 障がいのある人が医療機関を受診したときの経済的負担の支援のため、公費負担による支援制度の周知を行い、利用促進を図ります。また、各種の経済的な支援制度についても、制度の周知を行い、障がいのある人の経済的支援を図ります。
- 障がいの種別や程度にかかわらず、自らその居住する場所を選択し、必要とする福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加ができるよう、サービス提供体制の整備を進めます。また、サービス利用の利便性の向上に努めます。
- 市民の障がいへの理解と協力を得ながら、生活にかかわるあらゆる場面において、障壁(バリア)を取り除くための整備を推進します。
- 在宅生活を支援するサービス提供体制の確保や障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点等*の整備に取り組みます。また、市内に不足している居住機能を持つ施設等について、市内の事業者および近隣市を含めて活動している事業者の動向の把握に努め、市内におけるグループホーム等の設置を働きかけていきます。
- 災害が起きた場合、または災害が起きる可能性がある場合に、障がいのある人に対して適切に情報が伝わるよう、「北本市地域防災計画」に基づき、障がいの特性に配慮した情報伝達体制を整備します。また、避難先での生活の確保に向けて、新型コロナウイルス感染症等の感染症にも対応した物資・機材の整備や、必要に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の整備および民間企業等との協力体制の整備を進めていきます。
- 避難行動要支援者避難支援制度を引き続き推進していくとともに、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を進めていきます。

* 地域生活支援拠点等：障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会・緊急時の対応等、必要な機能を備えた障がいのある人の地域生活を支援する体制。

基本目標5 自分らしさを実現するための基盤づくり

【基本的な考え方】

- 生活を豊かで潤いのあるものにする文化・スポーツ・レクリエーション活動等を、障がいのある人もない人もともに楽しむことができる機会の創出・拡大を進めていきます。
- 埼玉県等が行うスポーツ大会等の情報を積極的に提供し、参加促進を図るとともに、参加者の支援に努めます。また、文化・芸術活動等の成果発表・作品展示の場の拡大を図るとともに、開催を支援していきます。
- アンケート調査(平成28年度)の結果では、希望する活動を行うために「一緒に行く仲間がいること」、「介助者・援助者がいること」、「適切な指導者がいること」など人的な支援を望む人も多いことから、今後は障がいのある人が安心して、また、気軽に文化・スポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるよう、支援者や指導者の育成に取り組みます。また、アンケート調査(令和元年度)では、「活動についての情報が提供されること」を活動に必要な条件としている人も多いことから、情報提供の充実を図ります。
- 障がいのある人が参加する行事等については、できる限り当事者の意見を聴きながら内容を企画立案するとともに、当事者や支援者がより参加しやすい環境を整えていきます。
- 視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいのある人の読書環境の整備を進めます。地域生活支援事業の一つである日常生活用具給付事業による視覚障がい者等が利用しやすく、読書環境の改善に資する用具について周知を行うとともに、適切に給付が行えるよう取り組んでいきます。

基本目標6 障がいの理解と市民との協働を実現するための基盤づくり

【基本的な考え方】

- 市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人のことをよく理解したうえで行動していくことができるよう、広報・啓発活動を継続的に実施していきます。特に、精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいなどについては、十分な理解が得られず、誤解や偏見もみられることから、一層の理解促進に向けた取組を展開していきます。
- 施設や病院から地域生活への移行を進めていくうえで、地域住民の理解と協力・支援は必要不可欠であり、今後も障がいや障がいのある人に対する正しい知識や情報の普及を進めていきます。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが地域の人々と活動をともにすることは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育むうえで大きな意義があります。また、お互いを正しく理解し、ともに助けあい、支えあって生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会にもなることから、今後ともに過ごす機会の創出・拡大を進めていきます。
- ボランティアを行う人が地域で定着し活躍できるよう、北本市ボランティアセンターを中心に、積極的にコーディネート活動を進めます。また、北本市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する啓発・広報活動を推進していきます。
- 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、市職員の研修等を実施するとともに、障害者差別解消法の普及啓発の一層の充実を図ります。
- 意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知や利用促進を図るとともに、権利擁護に関する啓発に努めます。
- 障がいのある人への虐待の防止・早期発見のため、障がい者虐待に関する周知・啓発を図るとともに、関係機関と連携し、早期対応します。

かくろん 各論

だい しょう しさく てんかい 第1章 施策の展開

きほんもくひょう そうだんしえん ささ きばん 基本目標1 相談支援・支えの基盤づくり

個別目標 1 - 1

地域の実情を踏まえたサービス基盤の整備を推進していくための
ネットワークの強化を図ること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



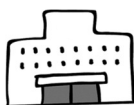
- 地域のネットワークに参画・協力し、意見・要望を伝えます。

事業者、関係機関は、



- 地域の実情を踏まえた鴻巣・北本地域自立支援協議会等の運営に参画するなど、地域のネットワークの構築に協力し連携を強化します。

行政は、



- 地域の実情を踏まえた鴻巣・北本地域自立支援協議会等の運営を通じ、地域のネットワークの構築を進め、連携・機能強化に取り組みます。

個別目標 1 - 2

誰でも必要なときに相談できる窓口・体制を整備すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



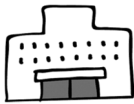
- 地域の実情に即した、より利用しやすい相談窓口とするため、必要に応じて要望や改善提案等を伝えます。

事業者、関係機関は、



- 障がいのある人同士や家族同士によるピア・カウンセリング*、ピアサポートなども含め、身近な地域における相談体制の充実に協力します。

行政は、



- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である「基幹相談支援センター」の機能強化や、市内の相談支援体制の強化に取り組みます。
- 複合化・複雑化した課題に対する支援ニーズやケアラーへの支援に対応するため、関係各課と協議し、関係機関とも連携を図りながら、重層的な支援体制の構築に取り組みます。

*ピア・カウンセリング: カウンセリング技術を身に付けた障がいのある人が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談支援にあたり、問題解決のための助言を行うこと。

個別目標 1 - 3

相談支援に関わる人が課題に的確に対応できるよう、レベルアップ
していくこと

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



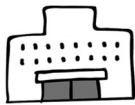
- 身近に困りごとを抱える人を見かけたら、早期に相談機関へつなぎます。

事業者、関係機関は、



- 相談支援に係る従事者の研修等を受ける機会の確保に努めます。

行政は、



- 基幹相談支援センターや相談支援事業者、市職員など相談支援に係る従事者の資質向上のために、鴻巣・北本地域自立支援協議会を活用した個別の事例検討会や研修等の実施に取り組みます。

個別目標 1 - 4

手話、点字等の意思疎通の手段への理解を促進し、誰とでもコミュニケーションがとれる社会を構築すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



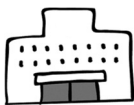
- 手話や点字などへの関心を高めます。また、市が推進する手話の普及促進のための施策に協力するよう努めます。

事業者、関係機関は、



- 手話、要約筆記、点字、音訳等、利用者の障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用について理解・協力します。また、その環境の整備に配慮します。

行政は、



- 障がいのある人が容易に情報を取得・利用し、円滑にコミュニケーションがとれるよう、情報アクセシビリティ*の向上や障がいの状況に配慮したコミュニケーション手段等の充実を図ります。また、障がいの特性に応じた対応が行えるよう職員の資質向上に取り組みます。
- 手話への理解や手話の普及の促進のための施策を推進し、手話を使用することのできる環境の整備に取り組みます。

*アクセシビリティ:施設・サービス・情報・制度等の利用のしやすさの程度。

基本目標 1 主要施策

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|-------------------------------|---|--------|
| 障害者相談支援事業 | 障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉サービスを利用するための情報提供や相談、専門機関の紹介等を行う障害者相談支援事業を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 地域自立支援協議会の運営 | 鴻巣市と共同で鴻巣・北本地域自立支援協議会を設置し、地域課題の共有や、社会資源の開発等について協議し、相談支援体制等の充実に取り組んでいます。 | 障がい福祉課 |
| 意思疎通支援事業 | 聴覚障がい者等のコミュニケーションを保障し、自立と社会参加を促進するために、手話通訳者、要約筆記者を派遣するとともに、手話奉仕員養成講習会等を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 指定特定相談事業者等の体制整備 | 支援を必要とする障がいのある人に対し、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者から「計画相談支援」・「障害児相談支援」を受けた場合、サービス利用計画作成費を事業者に支給しています。なお、市内に5か所の指定特定相談支援(指定障害児相談支援)事業所が開設されています。 | 障がい福祉課 |
| 地域相談支援 (地域移行支援・ 地域定着支援) | 地域移行支援は、入所・入院している人に対して、住居の確保等、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を実施しています。 地域定着支援は、居宅において生活する人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談など、緊急時の各種支援を実施しています。 | 障がい福祉課 |

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|----------------------|---|----------------|
| 情報交換・交流の推進 | 障がいのある人同士、また健常者と障がいのある人との情報交換・交流の場をつくり、交流を促進しています。また、障がい者関係団体間の交流を図っています。 | 障がい福祉課 |
| 相談支援体制の充実 | 担当職員や民生委員・児童委員等が、保健福祉サービスの知識を備えて相談に応じられるよう、研修を実施しています。また、相談支援従事者の資質向上のため、鴻巣・北本地域自立支援協議会を活用して、個別の事例検討や各種研修等を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 民生委員・児童委員活動への支援 | 民生委員・児童委員は地域の実情を把握し、障がいのある人や要援護者からの生活上の相談に応じ、自立の援助に努めています。社会福祉増進のために民生委員・児童委員の活動について積極的に支援しています。 | 福祉課 |
| 情報提供手段の充実 | ウェブアクセシビリティに配慮し、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう努めています。また、障がいの種類、程度に応じた使いやすい福祉機器による情報提供手段の啓発、福祉機器の貸与、補助等を実施しています。 | 障がい福祉課 市長公室 |
| 各種サービスの申請手続きの効率化・簡略化 | ホームページに申請書式を掲載する等により、各種サービスの申請手続きを効率化・簡略化し、申請者の負担を軽減しています。 | 障がい福祉課 市長公室 |

基本目標 2 地域で自立した生活を送るための育ちや学びを

実現する基盤づくり

個別目標 2 - 1

障がいの有無にかかわらず、子どもがともに学びあい、育ちあう地域環境を整備すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



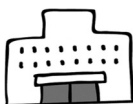
- 子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立・社会参加に必要な力を身につけるための様々な取組を進める際には、地域全体で協力・連携します。

事業者、関係機関は、



- 障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学びあうインクルーシブ教育などについての理解を深めます。

行政は、



- 子どもの権利を保障するために、「児童権利条約」や「北本市児童憲章」の理念を普及・啓発します。
- 特別支援学校との支援籍交流や特別支援学級と通常学級との交流を推進し、インクルーシブ教育システム*の構築に取り組みます。

*インクルーシブ教育システム：障がいのある人が精神的及び身体的な能力などを最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

個別目標 2 - 2

あらゆる場面で教育と福祉の連携を図ること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



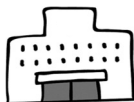
- 家庭や地域で、障がいのある子どもへの理解や保育・教育環境について関心を深めます。

事業者、関係機関は、



- 支援に係る情報を共有化できる体制の整備に協力します。

行政は、



- 教育分野(組織)と福祉分野(組織)の横の連携を強化し、子どものライフステージに応じた切れ目ない支援を進めます。
- 一人ひとりの障がいの種別・程度・必要とする医療的ケアの内容等を考慮し、日常生活における必要な支援や最も適切な学習の場を確保するために、教育・保健・福祉・医療・労働等の関係分野の連携により、その人にあった育成・教育の場を選択できるような体制をつくります。

個別目標 2 - 3

適切な保育・教育を提供できるように、保育・教育に携わる人材の育成
(専門的知識・技能の習得)を図ること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



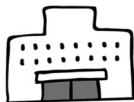
- 保育・教育に携わる人材の育成に資するよう、必要に応じて、意見や要望等を伝えます。

事業者、関係機関は、



- 障がいのある子どもが、保育所、幼稚園、小・中学校、学童保育室へ通うために必要な人材の配置を進めるとともに、支援に係る従事者の研修等を受ける機会の確保に努めます。

行政は、



- 障がいの特性に応じた支援が行えるよう保育・教育に係わる専門的な人材を育成・確保し、職員等の資質向上のための研修に積極的に取り組みます。
- 保育や療育等に関する専門的知識を有する児童発達支援センターの職員が保育施設等を巡回訪問し、保育士等と適切な保育や相談を連携して行う巡回相談支援事業を通じて、児童の一人ひとりに合った成長の促進を図るとともに、保育士等の資質の向上に向けて支援します。

個別目標 2 - 4

子どもと親との関係づくりを支援し、良好な親子関係を育むこと

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



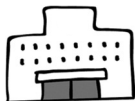
- ボランティア活動や地域の交流等を通して、障がいのある子どもとその保護者が、地域で孤立感や疎外感を感じることのないよう、環境づくりに協力します。

事業者、関係機関は、



- ボランティアやNPO、民生委員・児童委員や主任児童委員との連携を図り、地域に密着した支援体制の推進に協力します。

行政は、



- 子どもとのかかわり方に悩んでいる保護者、問題をかかえていると思われる保護者等に対して、適切な相談や助言等を行います。
- 障がいのある子どもとその保護者が、地域で孤立感や疎外感を感じることのないよう相談支援等を通じて、支援に取り組みます。

個別目標 2 - 5

障がいのある子どもを持つ親の悩みに対応できる相談体制をつくること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



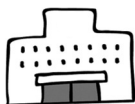
- 身近で悩み事のかかえる親を見かけたら、できる範囲で声をかけることなどを心がけます。
- 家族同士の交流やお互いの悩みを分かちあい、支えあいを通じて、安心した生活がおくれるよう家族会等の活動を継続していきます。

事業者、関係機関は、



- 親子が気軽に集まり、リフレッシュしたり、育児アドバイスを受けたりできる交流・相談の場の提供・運営に協力します。

行政は、



- 保護者の気持ちに寄り添った相談支援に対応できる専門相談員等の育成に取り組みます。
- 教育・保健・福祉・医療・労働等の関係機関との連携の下に、一人ひとりの障がいの種別・程度・必要とする医療的ケアの内容等に応じた相談支援が行えるよう、乳幼児期からの切れ目ない支援体制の構築に取り組みます。

基本目標 2 主要施策

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|---------------------------------|--|--|
| 乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援のためのツールの活用 | 埼玉県では、乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援のために「サポート手帳」を作成しており、本市においても、主に発達障がいがある、発達が気かりな子どもをお持ちの保護者のうち、希望者に配布しています。 | 障がい福祉課 子育て支援課 保育課 (児童発達支援センター) 健康づくり課 学校教育課 |
| 親子教室 | 心身の発達に遅れや心配のある児童やその保護者を対象とし、親子で楽しく遊びながら児童の成長を支援することを目的に、取り組んでいます。 | 保育課 (児童発達支援センター) |
| 児童発達支援 | 療育の観点から集団療育、個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を実施しています。 | 障がい福祉課 保育課 (児童発達支援センター) |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医学的管理下での支援が必要であると認められる児童に対して、治療や日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援等を実施しています。 | 障がい福祉課 保育課 (児童発達支援センター) |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活での基本的な動作の指導等の支援を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 巡回相談支援事業 | 保育や療育等に関する専門的知識を有する児童発達支援センターの職員が定期的に市内の保育所、幼稚園、認定こども園に巡回訪問し、保育士等と適切な保育又は相談を連携して行う支援を実施しています。 | 保育課 (児童発達支援センター) |

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|--------------|---|---------------------|
| 相談指導体制の充実 | 児童発達支援センターの職員が保育所・幼稚園を訪問し、その施設に通っている児童を対象に、一学期に一回程度、保育への相談支援を行っています。また、集団生活に適應するための支援を実施しています。 | 保育課 (児童発達支援センター) |
| | 学校教育課指導主事が児童発達支援センターにおいて、就学をひかえた保護者を中心に説明会を行う等、就学に向けての相談支援を行っています。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育の推進 | 障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるための個別の指導計画・支援計画を立案しています。そして、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な教育の推進に努めています。 | 学校教育課 |
| 特別支援教育支援員の配置 | 特別支援学級でのきめ細かな指導支援の充実をめざし、担任の指導補助を行い、児童・生徒の生活面や学習面の支援など個に応じた支援を行う支援員を配置しています。また、通級指導教室設置校においては、担任の指導補助を行い、個に応じた支援を行う支援員を配置しています。 | 学校教育課 |
| 教育内容の充実 | 個々の障がいに応じた教育内容・方法の工夫や教材等の整備・充実を図り、きめ細かな教育を推進しています。 | 学校教育課 |
| 教育施設の充実 | 個々の障がいに応じた教育施設、設備等の整備・充実を図り、きめ細かな教育を推進しています。 | 学校教育課 |
| 就学支援の充実 | 障がいのある児童・生徒が、その障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けるために、必要な情報を提供できるように就学支援委員会の充実に努めています。 | 学校教育課 |
| 交流教育等の充実 | 人間尊重の精神を育て、心豊かで思いやりのある児童・生徒を育成するため、特別支援学校との支援籍交流や特別支援学級と通常学級との交流を推進しています。また、特別支援教育コーディネーターを核に、地域とも連携して、学校内や居住地域での交流の充実に努めています。 | 学校教育課 |
| 放課後活動への支援 | 市内小学校区すべてに学童保育室を設置しています。学童保育室の利用を希望する障がい児がいる場合には、担当の職員を配置し、受け入れを行っています。 | 子育て支援課 |

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|---------------------------|--|--------|
| 放課後等デイサービス | 学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中に、障がい児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業 | 人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児等を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図るため、レスパイトケア事業を実施する事業者に対して補助金を交付し、運営を支援します。 | 障がい福祉課 |

基本目標3 働くを実現するための基盤づくり

個別目標3 - 1

障がいの有無にかかわらず、ともに働ける社会を構築すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



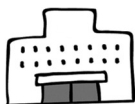
- 普段から、身近に働く障がいのある人について理解を深め、適切な配慮に努めます。

事業者、関係機関は、



- 障害者雇用促進法に基づき、障がいのある人の雇用を進め、法定雇用率の達成をめざします。

行政は、



- 企業が障がい者への理解を深め、積極的に障がいのある人を雇用できるよう、啓発活動を推進します。
- 市が率先して法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用するとともに、職場環境の整備に取り組みます。
- 障がい者雇用の総合的支援を行う埼玉県障害者雇用総合サポートセンター等の関係機関と連携し、企業における障がい者雇用の理解促進を支援していきます。

個別目標 3 - 2

個々人の適性と能力に応じた就労機会を提供・拡大すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



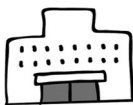
- 障がいのある人を雇用する店舗や障がいのある人が製造する商品を積極的に応援します。

事業者、関係機関は、



- 国・県・市等が行う、障がい者雇用対策に協力します。

行政は、



- 障がいの種類や程度にかかわらず、その適性と能力に応じて多様な就労の機会を得られるよう、障がい者就労支援センターの機能を充実させ、公共職業安定所や埼玉障害者職業センター、特別支援学校等の関係機関と連携しながら、障がいのある人の就労機会の拡大に向けた支援を行います。

個別目標 3 - 3

必要な訓練を受けられる機会を充実し、働くことへの挑戦が何度でもできるしくみをつくること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



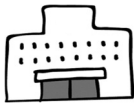
- 障害者就労施設等により、様々なイベント等の機会に提供される生産品等の販売・購入に協力します。

事業者、関係機関は、



- 市内の就労移行支援、就労継続支援等のサービスの展開、安定した運営に向けた取組などに協力します。

行政は、



- 市内における就労系の障害福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援等)の提供が充実するよう、量的・質的な確保を進めます。
- 就労支援においては、就業面だけでなく、生活面にかかわる相談にも対応できるよう、障がい者就労支援センターと障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等が連携を図り、より安定した就労生活が送れるよう支援します。

個別目標 3 - 4

就職後も引き続き、必要な支援を受けられる体制を強化すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



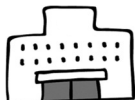
- 普段から、身近に働く障がいのある人について理解を深め、適切な配慮に努めます。

事業者、関係機関は、



- 障がい者雇用に関する理解を深め、社内啓発や社内調整を進めるとともに、職場環境や勤務体制などについて適切な配慮を行います。

行政は、



- 就労移行支援事業所等を利用して一般就労した障がい者に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援を行い、職場定着を支援します。
- 障がい者就労支援センターの就労支援相談員が就労後も定期的に職場訪問を行い、会社側から本人の職場での状況について報告を受けながら、本人の意見を聞き、本人と職場の双方が障がい特性を理解しながら職場に定着できるよう支援します。

個別目標 3 - 5

障害者就労施設等からの物品・サービスの調達を推進し、運営の安定化を図ること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



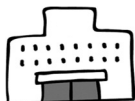
- 市役所ロビー内にある授産品等販売所「ハートショップひだまり」や、市内で行われる様々なイベント等の機会を活用して、生産品等の販売を行います。
- 市役所ロビー内にある授産品等販売所「ハートショップひだまり」や、市内で行われる様々なイベント等の機会に提供される生産品等の販売・購入に協力します。

事業者、関係機関は、



- 障害者就労施設等が提供する物品・サービスの購入を検討します。

行政は、



- 毎年度「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの積極的な購入を行います。
- 市役所内に常設の授産品等販売所「ハートショップひだまり」を設置しているほか、各種イベントへの出店など、授産品等の販路の拡大を支援し、障害者就労施設等の工賃の向上や安定的な運営ができるよう支援します。

基本目標3 主要施策

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|--------------------|--|-----------------|
| 事業主への啓発活動の推進 | リーフレットの掲出及びホームページや障がい者就労支援センター等を通じて、事業者への啓発及び相談・情報提供を実施しています。 | 障がい福祉課 産業観光課 |
| 障害者雇用率の向上 | 障がい者の雇用を充実するため、障がい者就労支援センター等を通じて、事業者への啓発及び相談・情報提供を実施しています。 | 障がい福祉課 産業観光課 |
| 障がい者就労支援センターの運営 | 雇用の相談から就労、職場定着まできめ細かい支援を行う障がい者就労支援センターを開設し、障がい者への支援や企業への支援を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 職業相談機能の充実 | 公共職業安定所(ハローワーク)や埼玉障害者職業センター、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター等の関係機関との連携により、市における障がい者雇用に関する相談等を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 市職員の雇用の推進 | 障害者雇用率について法定雇用率よりも高い水準で、市が率先して障がいのある人を雇用しています。 | 総務課 |
| 市及び関係機関での職場実習の受け入れ | 職場実習の場を拡大するために、市及び北本市立あすなろ学園、北本市立ふれあいの家などにおいて、特別支援学校の生徒等を受け入れています。 | 障がい福祉課 総務課 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練、その他必要な支援を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 就労継続支援(A型・B型) | 就労継続支援A型は、一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労する機会を提供し、能力等の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を実施しています。 就労継続支援B型は、一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供し、能力等の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を実施しています。 | 障がい福祉課 |

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|----------------------------------|---|---------------|
| 就労定着支援 | 一般企業等へ就労した人に、就労に伴う生活面の課題を把握し、企業・自宅等への訪問等により、課題解決に向けて、必要な支援を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 生活介護・就労継続支援事業所・地域活動支援センター等の運営と支援 | 生活介護事業所として「北本市立ふれあいの家」と「北本市総合福祉センター」を、生活介護と就労継続支援B型の複合施設として「北本市立あすなろ学園」を開設し、指定管理施設として運営しています。また、地域活動支援センターとして「生活支援センター夢の美」と「北本市地域活動支援センターかばざくら」が開設されており、運営を支援しています。 | 障がい福祉課 福祉課 |
| 障がい者の経済的自立及び仕事の安定確保 | 生活介護、障害者就労施設等で、工賃のアップに向けて事業の検討や新事業の発掘をしています。また、市役所内に常設の授産品等販売所を設置するとともに、福祉まつり等各種イベントでも授産品等の販売を行っています。 | 障がい福祉課 |
| 障害者就労施設等からの物品等の調達 | 「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの積極的な購入を行っています。 | 障がい福祉課 総務課 |

基本目標4 ^{きほんもくひょう}暮らしを支える^{ささ}基盤^{きばん}づくり

個別目標4 - 1

その人らしい生活が実現できるような生活環境を確保すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



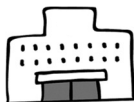
- 普段の生活の中で、障がいのある人に対し、できる範囲の配慮・気配りを行います。

事業者、関係機関は、



- 事業所等の中で、障がいのある人が活動しやすい環境の確保に取り組めます。

行政は、



- 障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を進めます。

個別目標 4 - 2

より充実した毎日を過ごすためにサービス体制を充実すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



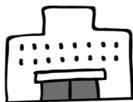
- ボランティア、自治会、近隣の人による支援など、地域におけるインフォーマルなサービスを充実します。

事業者、関係機関は、



- 市内において、障がいのある人が必要とするサービスを十分受けることができるよう、各種サービス提供を充実します。

行政は、



- 必要なサービスを自らの意思で選択できるよう、相談・情報提供の充実をはじめ、サービス提供者の拡大や提供量の増大、サービスの質の向上など、サービス提供基盤の整備を進めます。また、サービス利用の利便性の向上に努めます。
- 在宅生活を支援するため、サービス提供体制を確保するとともに、地域生活支援拠点等の整備やグループホーム等の整備に取り組みます。
- 医療機関を受診したときの経済的負担の支援のため、公費負担による支援制度の周知を行い、利用促進を図ります。また、各種経済的な支援制度についても、制度の周知を行い、経済的支援を図ります。

個別目標 4 - 3

行政と地域が協働して、安心・安全なまちづくりを進めること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



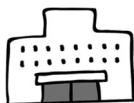
- 放置自転車の解消など、市民ができるバリアフリー対策に積極的に協力します。

事業者、関係機関は、



- 暮らしやすい住環境の整備を進めるため、グループホーム等の市内への設置を検討します。

行政は、



- 利用者の声を聴く機会を設けるなど、まちづくりの計画段階からユニバーサルデザインの考え方を尊重して検討を進めます。
- 歩道の整備や段差解消、視覚障がい者誘導ブロックの設置等の道路等の交通環境の整備に取り組みます。また、道路上の障害物の除去を行うとともに、市民意識の啓発を推進します。

個別目標 4 - 4

医療や防犯・防災関係者が協力して、障がいのある人をしっかりと支援すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



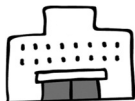
- 防災訓練等を通して、避難方法等を確認します。
- 地域の実情に応じた自主防災組織等の充実・強化を図り、地域ぐるみの協力体制を強化します。

事業者、関係機関は、



- 「地域防災計画」に基づいて行われる風水害・事故災害対策、震災対策に協力します。

行政は、



- 「地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者の安全確保対策の一層の充実を図ります。
- 防災訓練や出前講座時に防災に関するパンフレット等を配布し、防災知識の普及・啓発に努めます。
- 避難行動要支援者避難支援制度を推進し、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を進めます。

個別目標 4 - 5

緊急時に連絡調整機能を持つ地域拠点づくりを進めること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



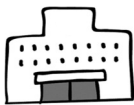
- 災害ボランティアの活動等に参加し、災害拠点での活動に協力します。

事業者、関係機関は、



- 福祉避難所の整備や、避難所で必要とする用具等の整備に協力します。

行政は、



- 避難所に避難した避難行動要支援者を想定し、必要な介護や手当等の支援を行うことができる福祉避難所等の整備・確保を進めます。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症にも対応した物資・機材の整備や、必要に応じた医薬品、補装具・日常生活用具等の整備、民間企業等との協力体制の整備に努めます。

基本目標4 主要施策

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|--------------------|---|--------|
| 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の充実 | 各種事業を通じ、妊娠中の母体の適切な健康管理、子どもの健やかな成長促進及び保護者の負担軽減に努めています。 | 健康づくり課 |
| 1歳6か月児健康診査事後相談の充実 | 幼児期に向けた課題について具体的な育児相談を行っています。さらに継続的な支援につなげ、子どもの健やかな成長を必要に応じて促進するとともに、保護者の負担を軽減するよう努めています。 | 健康づくり課 |
| 乳児家庭全戸訪問事業の充実 | 乳児家庭全戸訪問事業を中心に、乳幼児の家庭訪問を行うことで、育児支援に努めています。 | 健康づくり課 |
| 健康づくり意識の啓発 | 糖尿病をはじめとする生活習慣病、うつ病などの精神疾患に関する予防事業等を通じ、様々な情報の発信を行うことで、健康づくり意識の啓発に努めています。 | 健康づくり課 |
| 各種健(検)診の充実 | 健康増進法等、根拠に基づいた各種健(検)診を実施し、その結果を活用して健康教室、健康相談に繋げることで、生活習慣病の予防、早期発見に努めています。 | 健康づくり課 |
| 特定健康診査、保健指導 | 国民健康保険被保険者に対し、各医療保険者に義務付けられた特定健康診査・保健指導を行っています。 | 保険年金課 |
| 各世代にあわせた健康相談の実施 | 関係機関の協力を得ながら、乳幼児から成人に至るまで、各年代に応じ、心身の健康に関する相談を受けられる体制を整備しています。 | 健康づくり課 |
| 地域の医療機関と専門医療機関との連携 | 地域の医療機関の協力を得ながら母子保健、成人保健、予防接種等各業務を進め、必要に応じて専門医療機関への紹介を行っています。 | 健康づくり課 |
| 夜間、休日等の医療体制の整備 | 地区医師会、郡市医師会の協力を得ながら、近隣市町とともに、制度の整備を進めています。 | 健康づくり課 |

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|----------------------------------|---|---------------------|
| 歯科医療の情報提供 | 重度の障がい者(児)に対して、埼玉県総合リハビリテーションセンター等を紹介しています。また、埼玉県障害者歯科相談医制度における市内の障害者歯科相談医について、ホームページ等で情報提供しています。 | 障がい福祉課 |
| | 北足立歯科医師会で実施している障害者歯科相談医・協力医の紹介や在宅歯科医療推進窓口も活用し、個別の状況に合わせた情報提供を行っています。 | 健康づくり課 |
| 自立支援医療制度の充実 | 心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 重度心身障害者医療費助成制度の充実 | 重度心身障がい者に対し、各種医療保険制度による医療費の一部負担金(高額療養費、食事療養標準負担額、附加給付を除く)を助成しています。 | 障がい福祉課 |
| 療育体制の充実 | 児童発達支援センターで、児童発達支援事業、保育所等訪問事業、相談支援事業を実施しています。 | 保育課 (児童発達支援センター) |
| 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援 | 居宅の障がいのある人に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や外出時における外出支援等の各種支援を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供する支援を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 療養介護 | 医療と介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 短期入所 | 介護する人が病気の場合などの場合、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等の支援を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する障がい者に入浴、排せつ、食事の世話等の支援を実施しています。 | 障がい福祉課 |

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|----------------------|---|---------|
| 自立生活援助 | 障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定期間にわたり、定期的な訪問や随時の対応により、必要な支援を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 自立訓練 | 自立をめざす障がい者に対し、身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な支援・訓練の機会を提供しています。 | 障がい福祉課 |
| 共同生活援助(グループホーム) | 夜間や休日に、共同生活を行う居宅において、相談、入浴、排せつ、食事の介護や、日常生活上の援助を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 共同生活援助(グループホーム)の家賃助成 | グループホームの利用者に対して、所得に応じて家賃を助成しています。 | 障がい福祉課 |
| 補装具費の支給 | 身体障がい者等の失われた部分や損なわれた機能を補う用具の購入費と修理費を支給しています。 | 障がい福祉課 |
| 日常生活用具給付等事業 | 障がいのある人に、日常生活用具を給付しています。 | 障がい福祉課 |
| 地域活動支援センター事業 | 地域活動支援センター(生活支援センター夢の実、北本市地域活動支援センターかばざくら)において、創作的活動や生産活動の機会及び社会との交流促進等の機会を提供しています。 | 障がい福祉課 |
| 訪問入浴サービス事業 | 家庭の浴槽で入浴が困難な身体障がい者に自宅での入浴サービスを提供しています。 | 障がい福祉課 |
| 日中一時支援事業 | 障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に日中活動の支援をおこなっています。 | 障がい福祉課 |
| 生活サポート事業 | 介護給付支給決定者以外で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に必要な支援を給付しています。 | 障がい福祉課 |
| 訪問理美容サービス | 身体障害者手帳を所持する人で、両下肢又は体幹の障がいの程度が1級の人に対し、理美容券を発行しています。 | 社会福祉協議会 |

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|---------------------|---|---------|
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な人に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための個別移動支援を給付しています。 | 障がい福祉課 |
| 視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業 | 外出が困難な視覚障がい者に対し、地域における自立した生活及び社会参加を促すことを目的として、ガイドヘルパーを派遣しています。 | 障がい福祉課 |
| 福祉タクシー事業 | 重度心身障がい者(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級)に福祉タクシー利用券を発行しています。 | 社会福祉協議会 |
| 重度障害者移動支援事業 | 常時車椅子利用又は下肢・体幹等の障がいがある歩行困難な人にリフト付き自動車(ハンディキャブ)を貸出しています。 | 障がい福祉課 |
| 重度心身障害者自動車燃料費助成事業 | 重度心身障がい者(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級)に自動車燃料費の一部を助成しています。 | 社会福祉協議会 |
| 福祉のまちづくりの推進 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)や、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に関する指導やアドバイスを実施していくことで、障がいのある人などが暮らしやすく、活動しやすい生活環境の「整備、啓発」を進めています。 | 都市計画政策課 |
| 道路等交通環境の整備 | 障がいのある人が安心して利用できる歩行空間をつくるため、歩道の整備や段差解消、視覚障がい者誘導ブロックの設置等を計画的に進めています。また、あわせて路上の障害物の除去について、市民意識の啓発を推進しています。 | 建設課 |
| 民間住宅におけるバリアフリー仕様の普及 | 住宅リフォームのパンフレット配布に努めています。 | 都市計画政策課 |
| 重度障害者居宅改善整備への補助 | 重度の身体障がい者の居宅をバリアフリー構造に改善または整備する場合、補助を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 住宅改造に関する相談の充実 | 市の住宅相談において、住宅改造に関する相談への対応の充実に取り組んでいます。 | 産業観光課 |

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|-------------------------|--|---|
| 公営住宅の整備・改善 | 公共住宅の新設・建替えに際して、障がいのある人等に配慮したバリアフリー仕様住宅の整備を推進します。また、改修に際してもバリアフリー化に努めています。 | 都市計画政策課 |
| 共同生活援助(グループホーム)の設置 | 市内には2か所のグループホームがあります。引き続き事業者に対し、グループホームの設置を働きかけていきます。 | 障がい福祉課 |
| 防災に関する知識の普及・啓発 | 防災訓練や出前講座時に防災に関するパンフレット等を配布し、防災知識の普及・啓発を実施しています。 | くらし安全課 |
| 地域ぐるみの協力体制の確立 | 障がいのある人等、災害時の避難行動要支援者の円滑な避難誘導・救助に向けて、自主防災組織設立を推進するための説明会を実施しています。また、避難行動要支援者名簿を更新し、申請のある自治会や自主防災組織に提供し、地域ぐるみの協力体制の確立に取り組むとともに、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定に取り組んでいます。 | 障がい福祉課 くらし安全課 |
| 避難所での医薬品・補装具・日常生活用具等の確保 | 障がいのある人等の避難先での生活の確保に向けて、障がいの状況、必要に応じた医薬品・補装具・日常生活用具等の確保のために、民間企業等との協力体制の整備に努めています。 | くらし安全課 |
| 障がい者(児)施設における防災訓練の充実 | 北本市立あすなろ学園、北本市立ふれあいの家、障害児学童保育室「放課後等デイサービスすきっぷ」、児童発達支援センター等で、避難訓練を定期的実施しています。 | 障がい福祉課 くらし安全課 保育課 (児童発達支援センター) |
| 福祉避難所の整備 | 大規模災害時に特別な配慮が必要となる障がい者や要支援者のための福祉避難所設置に向けて、市内の福祉施設との更なる協定締結に努めています。 | くらし安全課 |
| 災害時受入の体制の整備 | 福祉避難所を設置するとともに、医師会へ緊急時の協力を要請しています。 | くらし安全課 |
| 緊急時通報システム設置費等の補助 | 身体障害者手帳1級または2級の人で外出が困難な人のみの世帯に対して、緊急時通報システム設置費等を補助しています。 | 障がい福祉課 |

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|----------------------|---|--------|
| 聴覚障がい者に対する緊急時通報体制の充実 | 防災情報などを携帯電話等へメール配信するサービスや消防本部のホームページ・携帯サイトへの掲載を実施しています。 | くらし安全課 |
| 「NET119」・「緊急時FAX 通信」 | 聴覚障がい者に対し、携帯電話のインターネット接続機能やファックスにより救急・火災、その他災害出動要請に対応しています。 | 障がい福祉課 |
| 消費生活相談の充実 | 消費生活相談員がさまざまな問題に対処できるよう研修の機会を設けていきます。また、公民館等での消費生活講座の開催や、広報・ホームページで情報の提供等、消費者被害防止に努めています。 | 市民課 |

基本目標5 自分らしさを実現するための基盤づくり

個別目標5 - 1

自分らしい表現活動のひとつとして、芸術・文化・スポーツに取り組める環境を確保すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



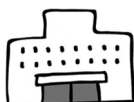
- 市内外で行われるスポーツ大会・作品発表会・イベント等に積極的に参加します。
- 活動の成果を発表する機会(作品展や発表会等)に際し、ボランティア等で協力します。

事業者、関係機関は、



- 障がいの種類や程度に応じた必要な配慮をし、参加への支援に努めます。

行政は、



- 障がいのある人が自主的かつ積極的に、芸術・文化・スポーツに取り組めるよう、当事者の声を聴きながら障がいの種類や程度に応じた必要な配慮をし、参加機会の創出・拡大を進めます。
- 視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいのある人の読書環境の整備を推進します。

個別目標5-2

障がいのある人が参加できる地域の芸術・文化・スポーツ活動を活性化させること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



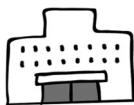
- 障がいのある人が参加できる地域の芸術・文化・スポーツ活動に積極的に参加・協力します。

事業者、関係機関は、



- 障がいのある人が参加できる地域の芸術・文化・スポーツ活動に積極的に参加・協力します。

行政は、



- 障がいのある人が主体的に取り組む芸術・文化・スポーツ活動における情報提供を行い、参加の促進を図るとともに、参加者の支援に努めます。

個別目標 5 - 3

障がいのある人のスポーツ活動への参加を促進するため、指導者の育成に取り組むこと

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



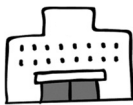
- 障がい者のスポーツ活動を支えるボランティア活動や指導者養成講座等に参加します。

事業者、関係機関は、



- 障がい者のスポーツ活動を支えるボランティア活動や指導者養成講座等への支援を図ります。

行政は、



- 気軽に芸術・文化・スポーツ活動を楽しむことができるよう、支援者や指導者の養成に取り組めます。

基本目標5 主要施策

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|-------------------------|--|--------|
| 障がい者のスポーツ活動への意識の醸成 | 埼玉県が実施する「彩の国ふれあいピック」に北本市立あすなろ学園の利用者等が参加しています。 | 障がい福祉課 |
| 障害者スポーツの振興 | 障害者スポーツのPRと普及推進に努めるとともに、障害者スポーツ指導者の育成・確保について競技団体等と連携しながら検討を進めています。 | 生涯学習課 |
| 文化・レクリエーション活動の促進 | 障がいのある人の自主的な文化・レクリエーション活動への支援に努めるとともに、市民向けの諸行事への参加を促進しています。 | 生涯学習課 |
| 中央図書館における対面朗読・録音図書の貸し出し | 中央図書館において、対面朗読を行うほか、録音図書や大活字本を充実させ、視覚障がいのある利用者等の利便性の向上を図っています。 | 生涯学習課 |

基本目標6 障がいの理解と市民との協働を実現するための

基盤づくり

個別目標6-1

障がいの有無にかかわらず、お互い理解しあえる、誰にとっても暮らしやすいまちづくりを推進すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



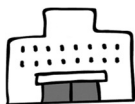
- 様々な交流機会を活用し、お互いを理解し、誰もが安心して暮らすことを常に意識します。

事業者、関係機関は、



- 社会福祉協議会や障がい者関連施設、サービス提供事業者、さらには警察や消防署などの関係機関相互の連携を図り、地域全体としての福祉ネットワーク体制を強化します。

行政は、



- 地域共生社会の実現に向けて、各種イベントや広報活動等を通じて、“自助・共助・公助”の考え方を育むまちづくりを推進します。

個別目標 6 - 2

障がいと障がいのある人に対する正しい理解を深めていくことにより、
地域共生社会の実現を図ること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



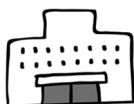
- 障がいや障がいのある人について正しい情報を得て、よく理解したうえで行動します。
- 虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見したときは、速やかに市へ通報します。

事業者、関係機関は、



- 障がい者虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見したときは、速やかに市へ通報します。
- 障がい者虐待を防止するため、障がい者虐待の研修等を講じます。

行政は、



- 市広報紙やホームページを活用し、積極的な啓発・広報活動を継続して行います。
- 障がいのある人への虐待を防止するため、関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応を行います。また、障害者虐待防止法に基づく虐待に関する周知・啓発に取り組みます。
- 成年後見制度の周知を行い、利用促進を図ります。また、権利擁護に関する啓発や制度の周知に取り組みます。

個別目標 6 - 3

お互いに見守り、かかわり、支えあう地域づくりを進めること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



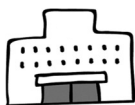
- 地域の見守り、かかわり、支えあいに参加します。
- 向こう三軒両隣といったご近所同士の住民の見守りや、地域で支えることについての意識を高めます。

事業者、関係機関は、



- 地域ケア会議や鴻巣・北本地域自立支援協議会の活動、民生委員・児童委員や自治会等の身近な地域での日常的な見守り活動に協力します。

行政は、



- 地域福祉計画に基づき、地域福祉活動への市民参加を促進します。
- ボランティア・福祉教育を推進します。

個別目標 6 - 4

障がいのある人の暮らしを支えるため、専門的スキル(技術・知識)を持つ担い手を育成すること

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



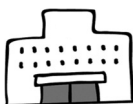
- ボランティア活動やボランティア養成講座等に参加します。

事業者、関係機関は、



- ボランティア養成講座を修了した者が、その後のボランティア活動に参加しやすくなるよう、活動の場の提供やフォローアップ体制を充実させます。

行政は、



- 福祉に携わる専門職の育成や質的向上を図るため、研修会等を継続して開催します。

個別目標 6-5

市全体がひとつになって、障がいを理由とする差別の解消をめざすこと

各主体の役割と取組

市民、市民団体は、



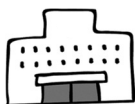
- 家庭や地域で障がいについて話し合い、差別の解消について関心と理解を深めます。
- 差別的取り扱いを受けた、合理的な配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあった場合は、身近な相談窓口にご相談します。

事業者、関係機関は、



- 地域共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- 障がいのある人に対して、障がいを理由として差別しません。

行政は、



- 障害者差別解消法等に基づき、差別解消の推進に関して必要な施策を実施するとともに、普及啓発を図ります。
- 職員への研修を実施するとともに、障がいを理由とした差別的取り扱いは行いません。また、合理的な配慮の提供に取り組みます。

基本目標6 主要施策

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|---|---|----------------|
| 啓発・広報活動の充実 | 他市町村の広報紙、ホームページを参考に、ユニバーサルデザインの視点を取り入れられるよう努めています。また、障がい・障がいのある人への理解の促進を図るために、ホームページ、パンフレットなどにより周知を行っています。関係団体の活動の周知も併せて実施しています。 | 障がい福祉課 市長公室 |
| きたもと福祉まつりの充実 | 毎年9月第2日曜日を「福祉の日」と定め、総合福祉センターにおいて、きたもと福祉まつりを実施しています。関係機関と連携を図り催事内容を充実させるとともに、障がいのあるなしにかかわらず多くの市民が参加し、ふれあう機会となるよう、参加の呼びかけを積極的に進めています。 | 社会福祉協議会 |
| 人権教育の推進 | 人権啓発資料「ふれあい」、北本市人権教育推進委員会の広報「けやき」の発行を通して、全ての差別の解消を促進し、人権教育・啓発事業の充実に努めています。 | 生涯学習課 |
| 人権啓発の推進 | 人権啓発リーフレット「しあわせはみんなの願い」の発行等を通して、あらゆる人権の尊重の啓発に努めています。 | 人権推進課 |
| 彩の国ボランティア体験プログラム ボランティア体験出前講座 福祉の心を育む事業 | 支部社協、ボランティア、福祉団体と連携し、小中学校等における福祉教育の支援に取り組んでいます。学校と福祉施設との交流や福祉体験を通じて、児童や生徒に対する福祉教育の支援を推進しています。 | 社会福祉協議会 |
| ボランティア・福祉教育の推進 | 児童・生徒の発達段階を踏まえた、福祉の心を育てる教育の充実に努めています。そして、関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めています。 | 学校教育課 |

| 施策名 | 内 容 | 担当課 |
|-------------------------------|--|---------|
| ボランティアの普及・育成 | 各種ボランティア養成講座について、ニーズ把握に努め内容の充実を図るとともに、参加促進のため、社協だより(広報紙)により周知を行います。講座修了者が実際のボランティア活動へ参加しやすくなるよう、フォローアップに努めています。 | 社会福祉協議会 |
| 成年後見制度への支援 | 制度の適用が必要な障がい者・高齢者に対して、成年後見制度の周知を行います。 また、二親等内に親族がない対象者などに対し、市長申立てによる成年後見を実施しています。併せて、制度の利用にあたって費用を負担することが困難な対象者に対して、審判の申立てに要する費用や後見人等への報酬の助成を実施しています。 | 障がい福祉課 |
| 福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポートねっと) | 社会福祉協議会で、高齢者や知的障がい者、精神障がい者を対象に、福祉サービス利用援助、日常生活上の援助、日常的金銭管理、書類等預かりサービスを実施しています。 | 社会福祉協議会 |
| 市職員への啓発の推進 | 障がいや障がいのある人への理解を深めるため、市職員の研修の充実に努めています。また、「北本市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定しています。 | 総務課 |

第2章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

市民・関係団体・市(行政)等が手を携えながら、本計画の基本理念である「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本の実現」に向けた取組を進めます。市(行政)は、市長のトップマネジメントのもと、庁内関係各課が十分な連携を図り、総合的に障がい者福祉施策を推進します。

なお、障がいのある人に対応した設備や専門的な知識、経験等が必要な施設などについては、広域の見地から地域的バランスに配慮する必要があり、埼玉県では、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」が設定されています。

本市は、障害保健福祉圏域では「県央(鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町)」、福祉事務所では「東部中央」、保健所では「鴻巣」の管轄となっています。今後は、圏域内の市町とも連携を図りながら、より効果的・効率的な計画の推進に努めます。

2 計画の進行管理(点検・評価)

計画策定後は、毎年度、基本目標・個別目標の達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、所要の対策を実施します。

具体的には、実施する事業・施策の進捗状況の確認や、課題の洗い出し等を行い、事業・施策の改善等に努めます。また、市民や事業者、関係機関等の取組については、ヒアリングやアンケート等を行うなど状況の把握に努め、必要に応じて情報提供等の支援を行います。

なお、計画の進捗状況については、市ホームページ等を活用しながら、市民への報告を行います。

しりょう 資料

1 策定経過

| 年月日 | 内 容 |
|---------------|---|
| 令和3年 7月28日 | 第1回策定幹事会 (1)第三次北本市障害者福祉計画の概要について (2)第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定スケジュールについて (3)第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)の構成案について (4)第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)(骨子案)について (5)その他 |
| 10月1日 | 第1回策定委員会 (1)計画策定について (2)計画の概要 (3)計画策定スケジュール (4)第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)の構成案について (5)第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)(骨子案)について |
| 11月4日 | 第2回策定委員会 (1)計画の素案について ア 素案の構成について イ 障がい者(児)の状況 ウ アンケート調査結果 エ 第三次障害者福祉計画の進捗状況 オ 現状・課題の整理 |
| 11月12日 | 第2回策定幹事会 (1)計画の素案について ア 素案の構成について イ 障がい者(児)の状況 ウ アンケート調査結果 エ 第三次障害者福祉計画の進捗状況 オ 現状・課題の整理 カ 障がい者福祉の基本的な考え方・各論 |

| 年月日 | 内 容 |
|------------------------------|--|
| 令和3年 11月26日 | 第3回策定幹事会 (1)計画の素案について ア 序論 第1章 計画の基本事項、第2章 障がいのある人を取り巻く状況(3 第三次計画の進捗状況まで) イ 第2章 障がいのある人を取り巻く状況(4 現状・課題の整理) ウ 第3章 障がい者福祉の基本的な考え方 エ 各論 第1章施策の展開 |
| 11月29日 | 第3回策定委員会 (1)計画の素案について ア 序論 第1章 計画の基本事項、第2章 障がいのある人を取り巻く状況(3 第三次計画の進捗状況まで) イ 第2章 障がいのある人を取り巻く状況(4 現状・課題の整理) ウ 第3章 障がい者福祉の基本的な考え方 エ 各論 第1章施策の展開 |
| 12月20日 ～ 令和4年 1月18日 | パブリック・コメントの実施 |
| 3月 | 第4回策定幹事会(書面開催) (1)パブリック・コメントの結果について (2)その他 |
| 3月 | 第4回策定委員会(書面開催) (1)パブリック・コメントの結果について (2)その他 |

2 第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定委員会設置規程

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく第三次北本市障害者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、広く市民や関係者の意見を求め、障害者のニーズに即した総合的な計画とするため、第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1)計画の策定に関すること。
- (2)計画の策定に関する連絡調整、調査研究に関すること。
- (3)その他計画の策定に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについて、市長が委嘱又は任命する。

- (1)地域及び福祉関係団体の関係者
- (2)医療関係者
- (3)学識経験者
- (4)公募の市民
- (5)市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要あると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

3 第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定委員会委員名簿

(敬称略)

| 区分 | 役職 | 氏名 | 選出母体 |
|------------------------------|------|--------|---------------------------|
| 地域及び福祉関係 団体の代表者 【1号委員】 | 委員 | 岡野 貞子 | 北本市民生委員・児童委員協議会 |
| | 委員 | 秋葉 清 | 北本市自治会連合会 |
| | 副委員長 | 鈴木 洋行 | 北本市社会福祉協議会 |
| | 委員 | 及川 ひろ美 | NPO法人すきっぴ |
| | 委員 | 大島 秀明 | 北本市聴覚障害者協会 |
| | 委員 | 米山 清美 | 北本市視覚障害者協会 |
| | 委員 | 小間坂 藤枝 | 北本市精神障がい者家族会青空会 |
| | 委員 | 曾根 康乃 | 北本市手をつなぐ親の会 |
| | 委員 | 長岩 透 | 就労移行支援事業所てんとうむし 北本 |
| 医療関係者の代表 者【2号委員】 | 委員 | 平尾 良雄 | 桶川北本伊奈地区医師会 ひらお内科クリニック |
| 学識経験者 【3号委員】 | 委員長 | 遅塚 昭彦 | 埼玉県社会福祉士会 |
| 北本市民の代表 【4号委員】 | 委員 | 久保田 敏江 | 公募委員 |
| 市職員 【5号委員】 | 委員 | 中村 稔 | 北本市福祉部長 |

4 第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定幹事会設置規程

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)(以下「計画」という。)を策定するにあたり、関係部署の意見を求め、障害者(児)のニーズに即した計画とするため、第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1)計画の策定に必要な資料の収集及び必要な事項の調査研究に関すること。
- (2)計画の原案の作成に関すること。
- (3)その他計画等の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事14人をもって組織する。

- 2 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 幹事の任期は、任命の日から計画等の策定が終了する日までとする。ただし、幹事が欠けた場合における補欠幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

- 2 幹事長は、福祉部長の職にある者をもって充て、副幹事長は、福祉部副部長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、必要と認めるときは、幹事以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年5月20日から施行する。

5 第三次北本市障害者福祉計画(中間年の見直し)策定幹事会幹事名簿

| 役職 | 氏名 | 所属 | 職名 |
|------|-------|------------------------|--------|
| 幹事長 | 中村 稔 | 福祉部 | 部長 |
| 副幹事長 | 柿沼 新司 | 福祉部子育て支援課 | 副部長兼課長 |
| 幹事 | 高橋 良輔 | 行政経営部行政経営課企画調整担当 | 主査 |
| 幹事 | 大澤 英雅 | 総務部人権推進課人権推進・男女共同参画担当 | 主幹 |
| 幹事 | 新井 健司 | 市民経済部くらし安全課危機管理・消防防災担当 | 主幹 |
| 幹事 | 山本 真哉 | 市民経済部産業観光課商工労政・観光担当 | 主幹 |
| 幹事 | 長島 俊介 | 福祉部福祉課地域共生担当 | 主幹 |
| 幹事 | 福島 綾 | 福祉部子育て支援課児童相談担当 | 主幹 |
| 幹事 | 角田 琢磨 | 福祉部保育課保育担当 | 主幹 |
| 幹事 | 古山 満広 | 健康推進部健康づくり課保健予防担当 | 主幹 |
| 幹事 | 堂口 達大 | 健康推進部高齢介護課高齢者福祉担当 | 主幹 |
| 幹事 | 小原 到 | 都市整備部都市計画政策課都市計画政策担当 | 主幹 |
| 幹事 | 谷掛 寿 | 教育部学校教育課指導担当 | 主幹 |
| 幹事 | 藤原 雅臣 | 教育部生涯学習課生涯学習担当 | 主幹 |

第三次北本市障害者福祉計画
【平成 29 年度～令和8年度】
中間年の見直し

発行 令和4年3月
埼玉県北本市
編集 福祉部障がい福祉課
〒364-8633 埼玉県北本市本町1-111
Tel 048-591-1111(代表)